

要配慮者利用施設の避難確保計画作成 に係る講習会資料

令和3年1月21日

本日の講習会プログラム

洪水・土砂災害に係る避難確保計画の作成にあたっては、過去の災害教訓、地域の水害・土砂災害特性（既往の水害、土砂災害、洪水・土砂災害ハザードマップ）、避難のために必要な防災情報の入手方法等に関する正しい理解が必要となります。

本日の講習会では、これらの詳しい内容について、以下のプログラムによる講習会を行います。

- | | |
|---|----------------------|
| 1. 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会の開催目的について (P.2 ~ P.3) | 近畿地方整備局
福井河川国道事務所 |
| 2. 避難確保計画作成の必要性について (P.4 ~ P.7) | |
| 3. 段階的に発表する防災気象情報の避難行動への活用について (P.8 ~ P.24) | 福井地方気象台 |
| 4. 水害・土砂災害避難確保計画に記載する情報入手方法 (福井県河川砂防情報システム) (P.25 ~ P.31) | 福井県砂防防災課 |
| 5. 洪水浸水想定区域図について (P.32 ~ P.43) | 近畿地方整備局
福井河川国道事務所 |
| 6. 土砂災害警戒区域について (P.44 ~ P.54) | 福井県砂防防災課 |
| 7. 避難確保計画の作成方法について (P.55 ~ P.86) | 福井市 |
| 8. 今後の予定等 | |

要配慮者利用施設の避難確保計画作成 に係る講習会の開催目的について

国土交通省 近畿地方整備局
福井河川国道事務所

1. 避難確保計画の義務化の背景

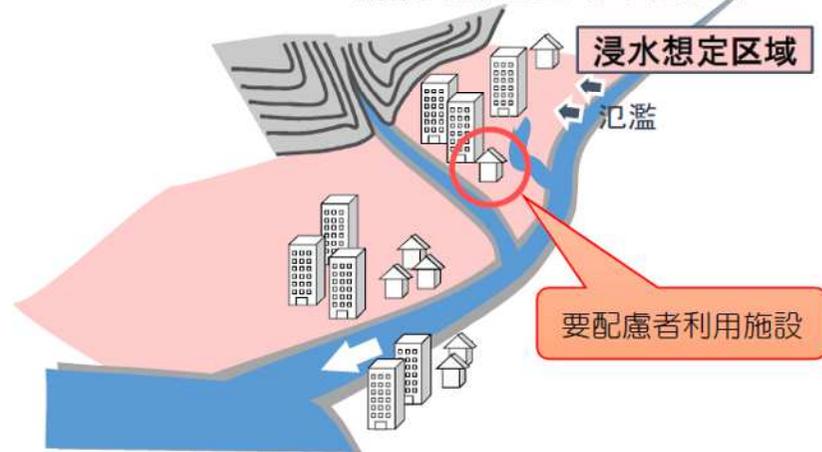
要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「避難訓練」が義務化されました。

- ・水防法及び土砂災害防止法の改正(H29.6)により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内で地域防災計画で定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されました。
- ・計画を作成しない場合には、市町村長からの指示、それに従わない場合にはその旨が公表されます。
- ・令和2年1月1日時点での要配慮者利用施設(77,964施設)のうち、計画作成済施設は37,659施設(約48.3%)です。
- ・国土交通省・県では、2021年度(令和3年度)までに作成率を100%とし、逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現を目指しています。



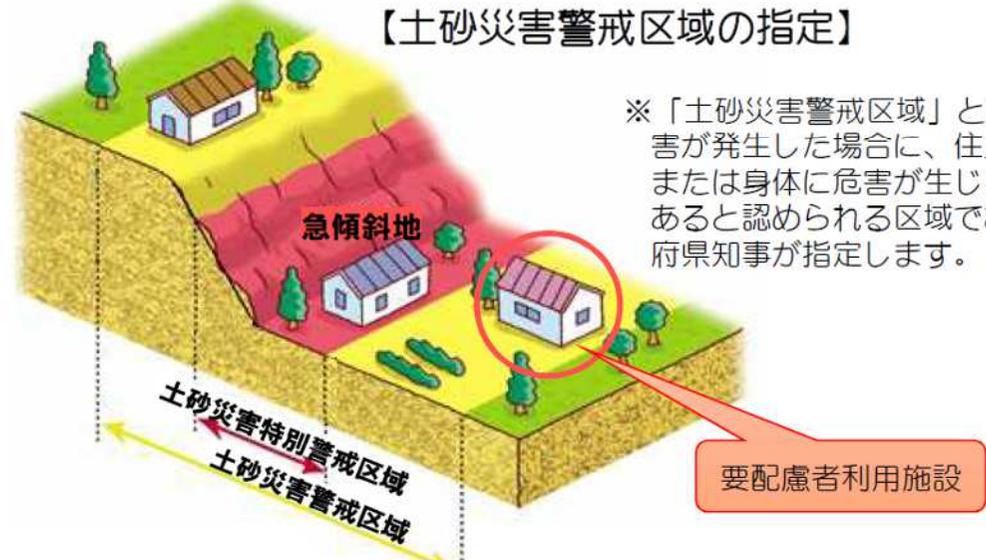
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました。 ※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

避難確保計画作成の必要性について

国土交通省 近畿地方整備局
福井河川国道事務所

頻発・激甚化する風水害・土砂災害の被害

年月	災害名	被害の概要
平成27年9月	関東・東北豪雨	関東地方では、台風第18号から変わった低気圧に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響で、記録的な大雨となり、栃木県日光市五十里観測所で、観測開始以来、最多の24時間雨量551mmを記録するなど、 各観測所で観測史上最多雨量を記録 常総市で、 鬼怒川の堤防が約200m決壊 。決壊に伴う氾濫により 常総市の約1/3の面積に相当する約40km²が浸水 し、決壊箇所周辺では、氾濫流により多くの家屋が流出するなどの被害が発生。
平成28年10月	台風第7号、第9号、第10号、第11号 (相次いで台風が発生)	北海道への3つの台風の上陸、東北地方太平洋側への上陸は、気象庁統計開始以来初 。 北海道や東北地方の河川で堤防が決壊、越水し、合わせて死者24名、行方不明者5名など各地で多くの被害が発生
平成29年7月	九州北部豪雨、梅雨前線に伴う大雨	福岡県筑後地方北部で積乱雲が次々と発生し、線状降水帯が形成され、 福岡県筑後地方及び大分県のほぼ全域に大雨特別警報が発表 された。桂川、彦山川、大肥川、花月川が氾濫した。土砂崩れ等による大量の流木が流れ、破壊力が増し家屋に大きな被害が生じた 秋田県でも梅雨前線により2日間の降水量が300mmを越える大雨となり、雄物川では氾濫危険水位を越え、秋田市の樺川観測所では観測史上最高水位を観測、無堤部から溢水し浸水被害が発生した
平成30年7月	平成30年7月豪雨	梅雨前線が日本付近に停滞し、また台風7号の北上により日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、大雨となりやすい状況が続いた。このため、 西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨 となり、6月28日～7月8日までの総雨量が、7月の月降水量平年値の4倍となる大雨になったところがある。 西日本を中心に広域的かつ同時多発的に、河川の氾濫、がけ崩れ等が発生 。 死者237名、行方不明者8名、家屋被害50,470棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。 被害情報は平成31年1月9日17時00分時点内閣府資料
令和元年10月	台風第19号	10月12日～13日に関東甲信地方、東北地方を中心に広範囲で記録的な大雨 となり、神奈川県箱根町で総雨量1000mmに達し、13都県に大雨特別警報が発表された。 長野県の千曲川など 7県140箇所 で堤防決壊が発生するとともに、20都県935箇所土砂災害が発生。被害の特徴として、 雨が止んで時間が経過してから下流が氾濫 、バックウォーター現象により支川で氾濫。
令和2年7月	梅雨前線豪雨	国が管理する筑後川他5河川で決壊等による氾濫が発生。浸水面積は合計約1290ha、 2か所で決壊、11箇所 で氾濫した球磨川水系球磨川では、 浸水面積は約1060ha 、土砂災害発生件数は553件(33府県208市町村)、死者15名。

1. 避難確保計画作成の必要性

要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）は、一般的な住民に比較して、**避難等に多くの時間を要する可能性**があります。近年の風水害の被災事例でも、社会福祉施設の**逃げ遅れによる被害**が報告されています。

「水害・土砂災害時の適切な避難判断」には「**平常時にどこまでイメージできているか**」が大切な備えとなります。

水害・土砂災害時に起こりうる状況をイメージするためには、今回の水防法・土砂災害防止法改正による要配慮者利用施設の避難確保計画作成の義務化をきっかけとして、**自施設や周辺の水害・土砂災害リスクについて理解**を深めることが第一歩となります。

その上で「**どこに**」「**いつ**」「**どうやって**」避難するかを検討し、避難確保計画として整理しておくことが、**逃げ遅れによる被害の回避**の助けとなります。

避難確保計画により助かった事例(令和元年台風19号 静岡県小山町)

令和元年10月12日、土砂災害の危険性が高まり避難勧告が発令、その後避難指示に切り替わった。特別養護老人ホームにおいて、近くの山から発生した土石流により、施設1階部分に土砂が流入したが、職員が1階にいた施設利用者27名を2階へ移動させていたため、利用者及び職員全員が無事だった。同施設は、土砂災害警戒区域内に位置しており、作成していた避難確保計画に基づき日頃から避難訓練を実施していた。

避難訓練実施状況(令和元年6月)



被災状況:施設1階に土砂が流入(高さ1.6m)



日頃の訓練
の成果

【災害の経緯】令和元年10月12日
AM10:37 土砂災害警戒情報発表
AM11:00 避難勧告発令
PM 1:15 避難指示発令
PM 7:30頃利用者及び職員全員2階へ避難
PM 8:00頃施設1階に大量に土砂が流入

施設長の声
「日頃から避難訓練をしていたこともあり、けが人を出さずにすんでよかった」(NHK報道より)



2階に避難して全員無事

段階的に発表する 防災気象情報の活用について

福井地方気象台

段階的に発表する防災気象情報の活用

台風発生 **台風予報**

大雨の約1日前

気象情報

市町からの
避難情報

大雨の可能性が高くなる

気象情報・空の変化に注意



半日～数時間前

注意報

災害が起こるおそれがある

災害に備えた **早めの準備**



数時間～2時間前

警報

避難準備・
高齢者等避難
開始

重大な災害が起こるおそれがある

いつでも避難ができるよう準備

「避難準備情報」から名称変更

土砂災害警戒情報

指定河川洪水予報

記録的短時間
大雨情報

避難勧告

**避難指示
(緊急)**

・ **速やかに（または直ちに）
避難**

・ **移動が困難な場合は、
家の中の安全な場所へ**



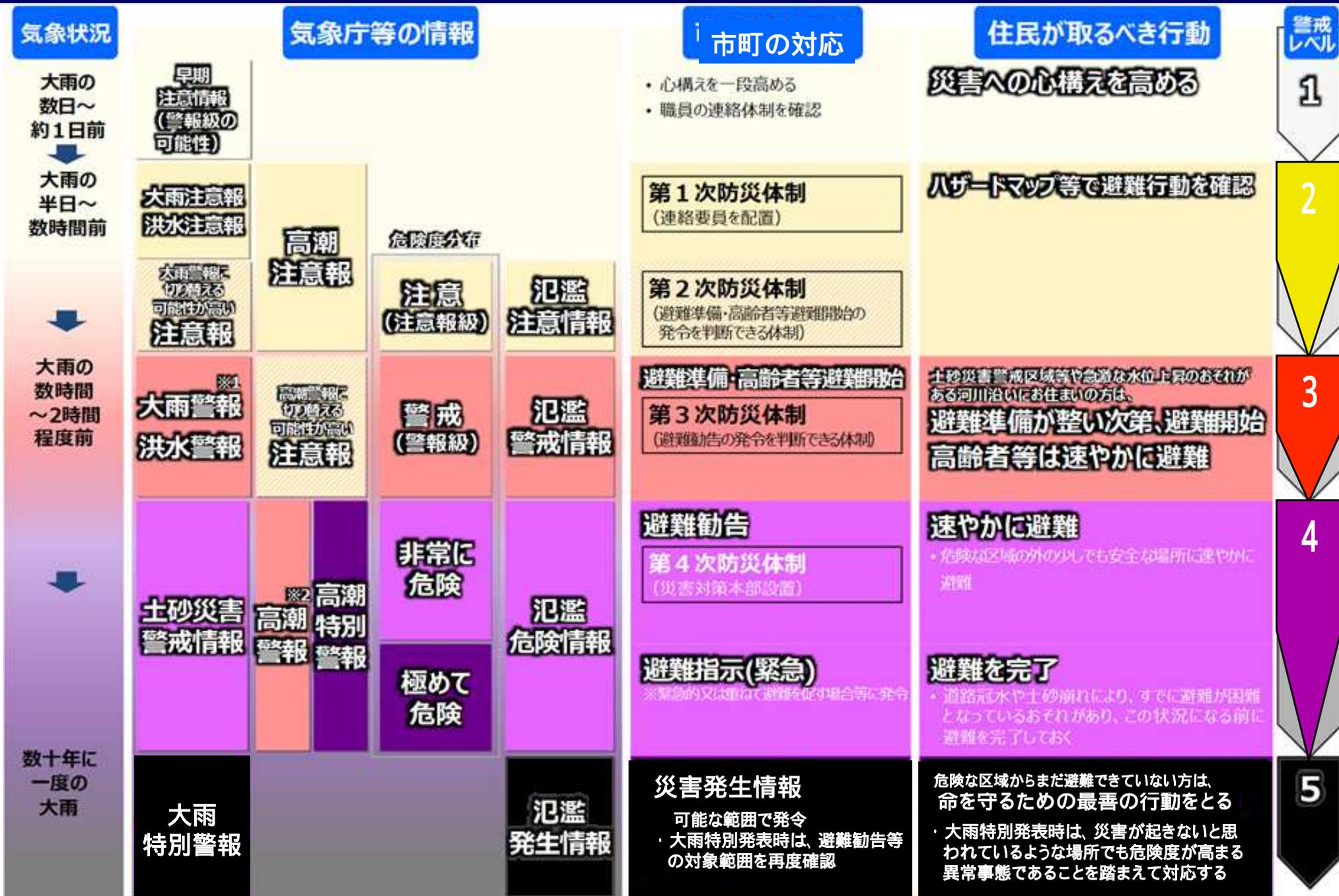
数十年に一度の大雨

特別警報

重大な災害*が起こるおそれが著しく大きい

(重大な災害：被害が広範囲または激甚な災害)

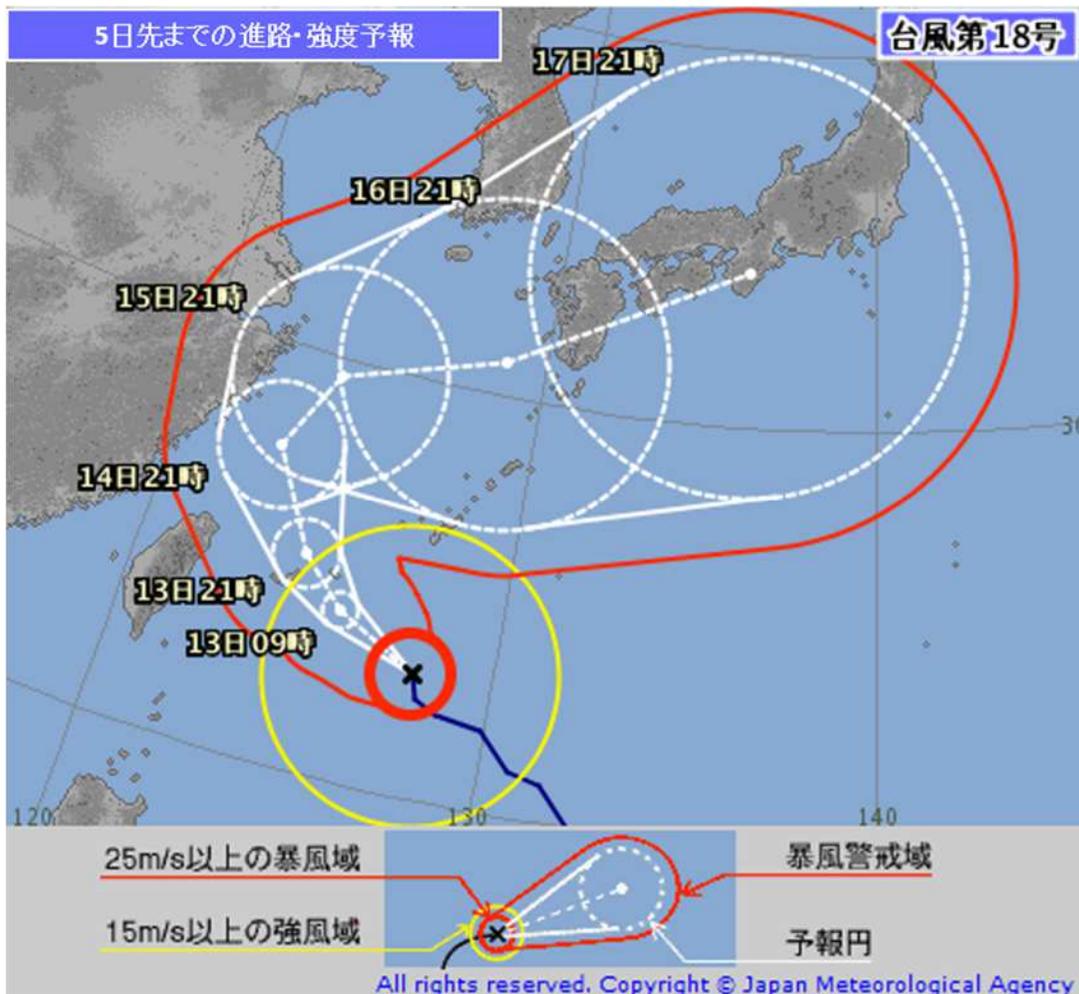
危険度の高まりに応じて段階的に発表する防災気象情報とその利活用



※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)に相当します。

※2 暴風警報が発表とされている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難勧告(警戒レベル4)に相当します。

台風予報



- 台風の1日（24時間）先までの12時間刻みの予報を3時間ごとに発表し、さらに5日（120時間）先までの24時間刻みの予報を6時間ごとに発表
 雨量や最大風速などの予測は、「台風に関する気象情報」として発表

求められる行動

- 土砂災害・水害・高潮災害から命を守るための立ち退き避難の必要な地域に施設がある場合

台風の接近による暴風で屋外を移動できなくなる前に早めの避難



予報円：70%の確率で台風の中心が位置すると予想される範囲

暴風域：平均風速25m/s以上の風（非常に強い風）が吹いているか、吹く可能性がある範囲

強風域：平均風速15m/s以上の風（強い風）が吹いているか、吹く可能性がある範囲

警報級の可能性の情報

気象状況		気象庁の情報		
大雨の 数日 ~ 約1日前	早期 注意情報 (警報級の 可能性)	気象情報 (随時)	予報官 コメント (随時)	
		天気予報の 発表地域 ごとに発表		
		大雨の 半日 ~ 数時間前	大雨注意報	危険度分布
			市町単位で 発表	
大雨の 数時間 ~ 2時間 程度前	大雨警報	記録的短時間大雨情報	指定河川洪水予報	
		市町単位で 発表	土砂災害警戒情報	
大雨の 数時間 ~ 2時間 程度前	大雨特別警報	土砂災害警戒情報		
		市町単位で 発表		

・ 5日先までに命に危険が及ぶような警報級の現象が予想されているときには、その可能性を [高] [中] の2段階で発表。

令和元年 8月27日 11時00分 福井地方気象台発表

福井県嶺北の早期注意情報(警報級の可能性)
嶺北では、28日までの期間内に、大雨警報を発表する可能性が高い。

福井県嶺北	警報級の可能性								
	27日		28日			29日	30日	31日	1日
	夕方まで	夜~明け方	朝~夜遅く						
種別	12-18	18-6	6-24						
大雨	-	[中]	[高]		[高]	-	-	-	
暴風	-	-	-		-	-	-	-	
波浪	-	-	-		-	-	-	-	

求められる行動

気象情報やハザードマップを確認

- ・ 日頃から天気予報を確認
- ・ 施設の所在地やその近隣にある土砂災害警戒区域・浸水想定区域等の危険な箇所を改めて確認
- ・ 避難場所や避難ルートを改めて確認

Point
備えは大丈夫？




気象情報 (警報・注意報に先立って発表)



・「警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかける」役割があります。24時間から2~3日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表。

大雨に関する福井県気象情報 第1号
令和元年8月27日17時00分 福井地方気象台発表

(見出し)
福井県では、28日夜のはじめ頃から29日にかけて、土砂災害に警戒してください。

(本文)
[要因]
前線が黄海から西日本を通り、日本の東にのびています。この前線上の山陰沖には、低気圧があって東北東に進んでいます。この低気圧は、28日にかけて日本海を発達しながら進み、28日夜には秋田沖に達する見込みです。29日にかけて前線は活動が活発で、東日本付近に停滞するでしょう。
このため福井県では、28日未明から29日にかけて、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となる見込みです。

気象の見通しを記述

[雨の予想]
福井県では、28日明け方から雷を伴って1時間に30ミリの激しい雨の降る所があるでしょう。
28日18時までの24時間に予想される降水量は、多い所で、
嶺北 150ミリ
嶺南 130ミリ
その後、29日18時までの24時間に予想される降水量は、多い所で、
福井県 50から100ミリの見込みです。

予想される注意警戒期間、ピーク時間、雨量等の最大値を記述

[防災事項]
土砂災害に警戒してください。
また、低い土地の浸水、河川の増水、落雷や突風に注意してください。

警戒すべき防災事項を記述

[特記事項]
今後発表する警報、注意報、気象情報などに留意してください。

[情報の発表予定]
次の「大雨に関する福井県気象情報」は、28日6時頃に発表する予定です。

注意報 (警報の発表が見込まれる場合はその旨を明記)



- ・注意報は、災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報。
- ・警報の発表が見込まれる場合は、その旨を記述。

令和 元年 8月28日04時15分 福井地方気象台発表

福井県の注意警戒事項
福井県では、土砂災害や落雷に注意してください。

=====
大野市 [継続]大雨, 雷注意報
28日夜のはじめ頃までに大雨警報 (土砂災害) に切り替える可能性が高い

大野市 発表中の 警報・注意報等の種別	今後の推移(■警報級 ■注意報級)								備考・ 関連する現象	
	28日				29日					
	3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	18-21	21-24	0-3	3-6	
大雨 (土砂災害)						■	■	■	■	以後も警報級 土砂災害注意
雷										以後も注意報級 突風

求められる行動 最新の情報を把握して、災害に備えた早めの準備

発表中の注意報に「夜間に大雨警報発表の可能性が高い」旨の記載がされている

住んでいる場所が土砂災害警戒区域・危険箇所等にある

早めの避難！！

警報 (重大な災害の恐れに警戒を呼びかけ)

気象状況

大雨の数日
～
約1日前

大雨の半日～
数時間前

**大雨の数時間～
2時間
程度前**

大雨特別警報
市町単位で
発表

気象庁の情報

**早期
注意情報
(警報級の
可能性)**

天気予報の
発表地域
ごとに発表

**気象情報
(随時)**

予報官
コメント
(随時)

危険度分布

大雨注意報
市町単位で
発表

大雨警報
市町単位で
発表

土砂災害警戒情報

記録的短時間大雨情報

指定河川洪水予報

- ・ **重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報。**
- ・ 現象の起こる地域や時刻、激しさの程度などの予測が変わったときは、発表中の内容を更新して再発表。

令和 元年 8月29日 10時28分 福井地方気象台発表

福井県の注意警戒事項
嶺北では、29日夕方まで土砂災害に警戒してください。

=====

大野市 [継続] **大雨警報(土砂災害)** 雷, 洪水注意報

大野市		今後の推移(■警報級 ■注意報級)								備考・ 関連する現象	
		29日				30日					
発表中の 警報・注意報等の種別		9-12	12-15	15-18	18-21	21-24	0-3	3-6	6-9	9-12	
大雨	(土砂災害)										土砂災害警戒
洪水	(洪水害)										
雷											竜巻

求められる行動

- ・ **土砂災害警戒区域等に住んでいる場合は、地元市町からの避難に関する情報に留意するとともに「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」を確認し、速やかに避難**
- ・ **避難しようとしたときに大雨や暴風で屋外に出るとかえって生命に危険が及ぶ場合は、崖や沢からなるべく離れた2階以上の部屋で待避**

Point
早め早めの行動を!



特別警報 (重大な災害の恐れが著しく高まっている)

気象状況

大雨の数日
～
約1日前

大雨の
半日～
数時間前

大雨の
数時間～
2時間
程度前

大雨
特別警報

気象庁の情報

早期
注意情報
(警報級の
可能性)

天気予報の
発表地域
ごとに発表

大雨注意報

市町単位で
発表

大雨警報

市町単位で
発表

大雨
特別警報

市町単位で
発表

気象情報
(随時)

予報官
コメント
(随時)

危険度分布

土砂災害警戒情報

記録的短時間大雨情報

指定河川洪水予報

・警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害のおそれが著しく高まっている場合に発表。

県の注意警戒事項

【特別警報(大雨)】 県に特別警報を発表しています。土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水に最大級の警戒をしてください。

発表中の 警報・注意報等の種別	今後の推移 (■特別警報級 ■警報級 ■注意報級)									備考・ 関連する現象
	22日				23日					
	15-18	18-21	21-24	0-3	3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	
〇〇市										
1時間最大雨量 (ミリ)	100	70	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	
大雨 (浸水害)	黒	黒	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	浸水警戒
大雨 (土砂災害)	黒	黒	黒	黒	黒	黒	黒	黒	黒	以後も注意報級 土砂災害警戒
洪水 (洪水害)	赤	赤	赤	赤	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	氾濫
雷	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	竜巻

求められる行動

- ・既に重大な災害が発生している可能性があるため、特別警報を待って避難を開始するのではなく、特別警報が出た時点で既に避難が完了していることが望ましい。
- ・万が一、対応をしていなかった場合は、直ちに地元市町の避難に関する情報に従うなど適切な行動を!!



危険度分布

気象状況

大雨の数日
～
約1日前

大雨の半日～
数時間前

大雨の数時間～
2時間
程度前

気象庁の情報

早期注意情報 (警報級の可能性)
天気予報の発表地域ごとに発表

大雨注意報
市町単位で発表

大雨警報
市町単位で発表

大雨特別警報
市町単位で発表

気象情報 (随時)
予報官コメント (随時)

危険度分布

指定河川洪水予報

記録的短時間大雨情報

土砂災害警戒情報

< 気象庁ホームページ >

天気 大雨・台風 地震・火山 地図から選択

洪水警報の危険度分布

- 極めて危険
- 非常に危険【警戒レベル4相当】
- 警戒【警戒レベル3相当】
- 注意【警戒レベル2相当】
- 今後の情報等に留意

かけや溪流の近くにお住まいの方

河川沿いにお住まいの方

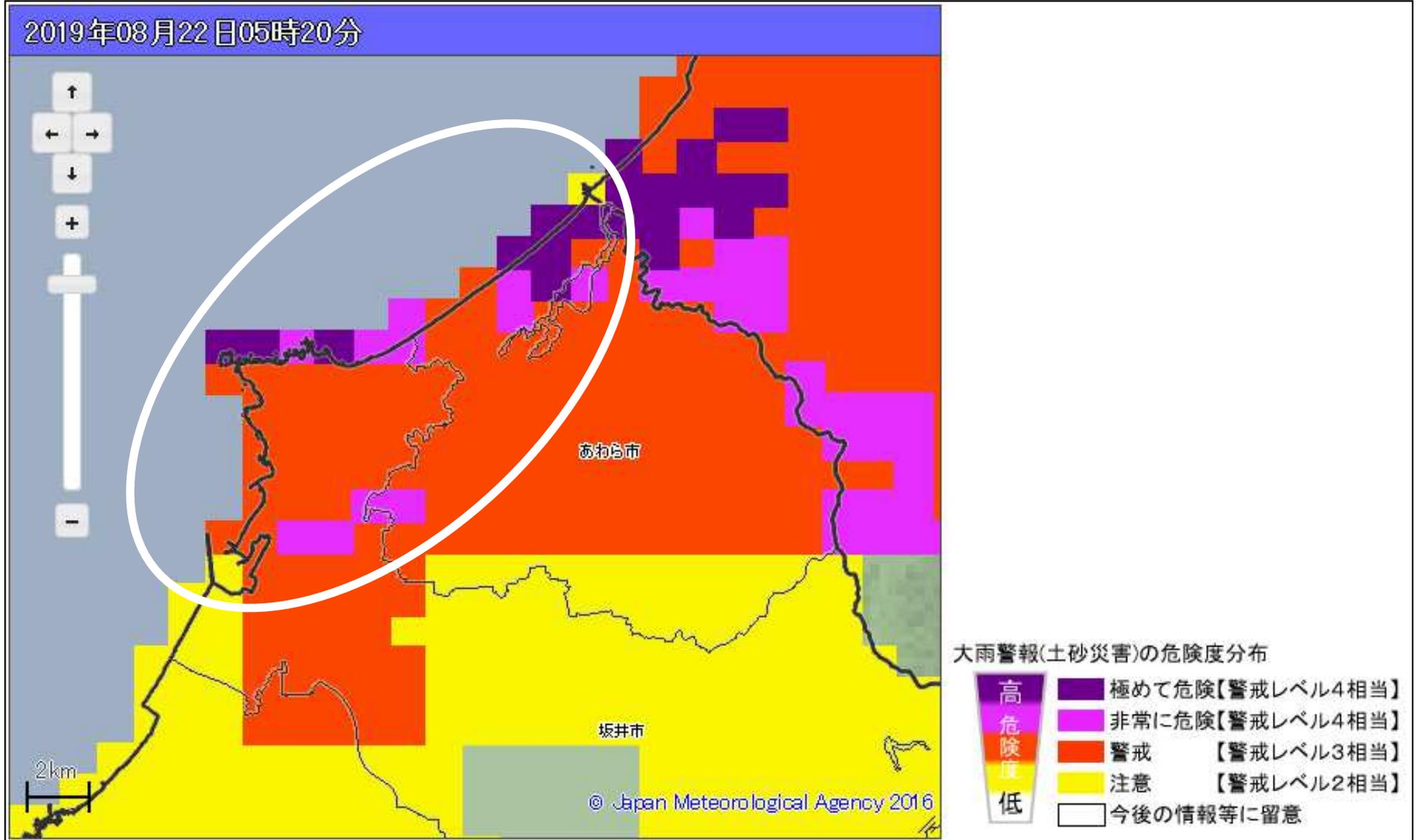
大雨警報 (土砂災害) の危険度分布

- 極めて危険【警戒レベル4相当】
- 非常に危険【警戒レベル4相当】
- 警戒【警戒レベル3相当】
- 注意【警戒レベル2相当】
- 今後の情報等に留意

雨の様子 (雨雲の動き / 今後の雨)

台風情報

土砂災害



【参考】平成28年台風10号時の洪水警報危険度(岩手県岩泉町)

洪水害

平成28年8月30日15時10分



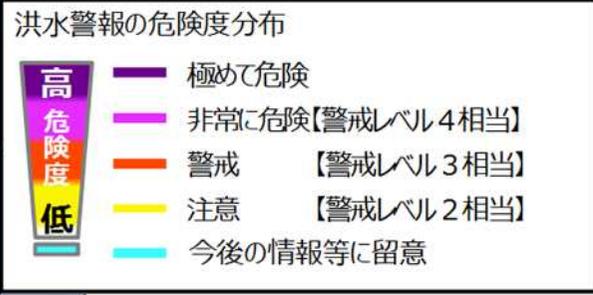
多くの方が犠牲となった
高齢者福祉施設

3時間後

平成28年8月30日18時10分



多くの方が犠牲となった
高齢者福祉施設



濃い紫は
災害がすでに発生
していてもおかしくない

この時間帯の当該施設の状況
(内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に関する検討会資料より)
「急に水位が上がってきたため、管理者が利用者をベッドの上等に誘導したものの、その後、大量の水が一気に流れ込んできた。」



※ 平成28年台風第10号の事例を事後に検証したもの

(写真: 気象庁)

土砂災害警戒情報

気象状況		気象庁の情報	
大雨の数日 ～ 約1日前	早期注意情報 (警報級の可能性) 天気予報の発表地域ごとに発表	気象情報 (随時)	予報官コメント (随時)
大雨の半日～ 数時間前	大雨注意報 市町単位で発表	危険度分布	指定河川洪水予報 記録的短時間大雨情報 土砂災害警戒情報
大雨の数時間～ 2時間程度前	大雨警報 市町単位で発表		
	大雨特別警報 市町単位で発表		

・大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生危険度が非常に高まったときに、対象となる市町を特定して福井県と福井地方気象台が共同で発表
 ・明記された市町は、避難の必要な土砂災害が、いつ発生してもおかしくない状況が間に迫っている(すでに発生しているところがあるかもしれない)ことを意味する情報

福井県土砂災害警戒情報 第1号
 令和元年8月22日 6時05分
 福井県 福井地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】
 あわら市* 坂井市*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】
 <概況>
 降り続く大雨のため、土砂災害警戒区域等では命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況です。
 <とるべき措置>
 避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報【土砂災害】】。崖の近くや谷の出口など土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、市町から発令される避難勧告などの情報に留意し、少しでも安全な場所への速やかな避難を心がけてください。
 <補足情報>
 市町内で危険度が高まっている区域は、福井県や気象庁のホームページ等でも確認できません。福井県「土砂災害危険度情報」、気象庁「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」

警戒対象地域

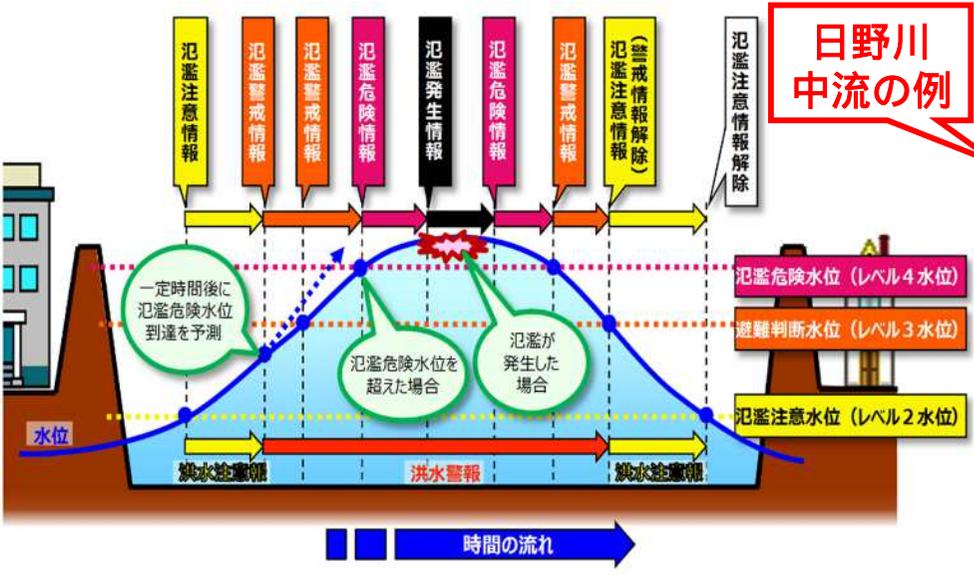
問い合わせ先
 0776-20-0494 (福井県土木部砂防防災課)
<http://ame.pref.fukui.jp>
 0776-24-0009 (福井地方気象台)
<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/#area=326>

指定河川洪水予報

気象状況	気象庁の情報	
大雨の数日 ～ 約1日前	早期注意情報 (警報級の可能性) 天気予報の発表地域ごとに発表	気象情報 (随時) 予報官コメント (随時)
大雨の半日～ 数時間前	大雨注意報 市町単位で発表	危険度分布
大雨の数時間～ 2時間程度前	大雨警報 市町単位で発表	
	大雨特別警報 市町単位で発表	記録的短時間大雨情報 土砂災害警戒情報 指定河川洪水予報

【気象庁と国土交通省または都道府県の共同発表】あらかじめ、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じるおそれがある河川を指定し、その河川に対して洪水警報等を発表。(指定河川洪水予報)

洪水予報の標題(種類)	発表基準	市町・住民に求める行動の段階
川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生	氾濫水への警戒を求める段階
川氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位 (レベル4水位)に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する 対応を求める段階
川氾濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達が見込まれる場合、 あるいは避難判断水位(レベル3水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する 警戒を求める段階
川氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、 さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する 注意を求める段階



日野川中流の例

九頭竜川水系日野川中流氾濫警戒情報
九頭竜川水系日野川中流洪水予報第 号
洪水警報
令和 年〇月 日 時 分
福井県土木部砂防防災課
福井地方気象台 共同発表

(見出し)
【警戒レベル4相当情報[洪水]】九頭竜川水系日野川中流では、氾濫危険水位に到達する見込み

(主文)
【警戒レベル4相当】日野川の糺橋水位観測所では…(中略)
市町からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。(以下略)

記録的短時間大雨情報



・大雨警報を発表中、**県内で数年に一度程度しか発生**しないような短時間の大雨を実際に観測・解析したときに発表。(福井県の基準：1時間雨量80mm以上)

福井県記録的短時間大雨情報 第 号
令和 年 月○日 時 分 気象庁発表

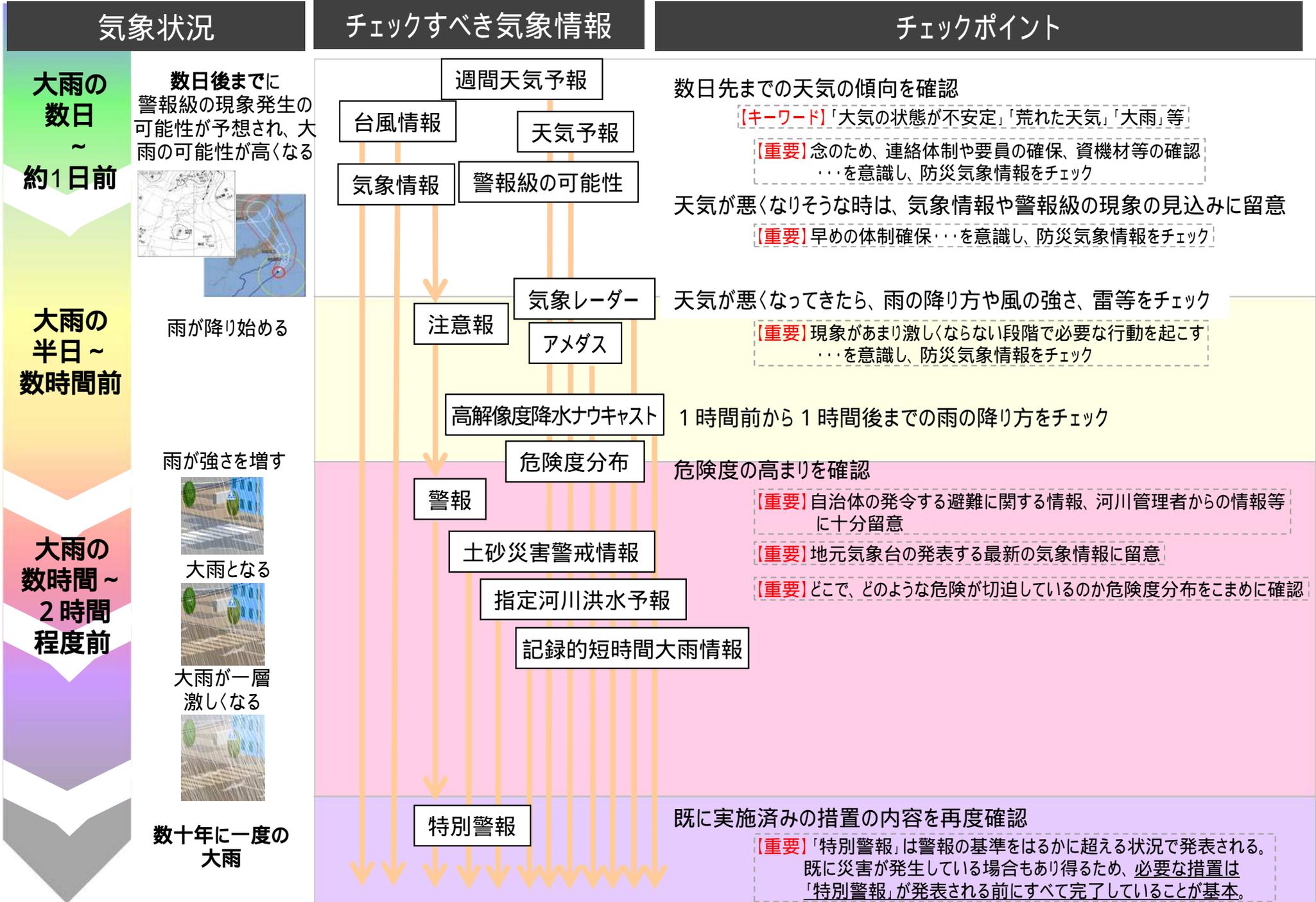
○時福井県で記録的短時間大雨
市○○付近で約○○ミリ

求められる行動

- ・ **土砂災害や浸水害の危険のある場所に住んでいる場合は、地元市町からの避難に関する情報に留意するとともに早めの避難**
- ・ 大雨や暴風で避難所への移動が危険な場合は、近隣の安全な場所や2階以上の少しでも安全な場所へ退避



防災気象情報のチェックポイント



自分のいる場所の「危険度分布」をワンタッチで表示



高解像度降水
ナウキャスト

大雨警報（土砂災
害）の危険度分布

大雨警報(浸水害)
の危険度分布

洪水警報の
危険度分布

現在位置を取得し
周辺を表示

水害・土砂災害避難確保計画に記載する 情報入手方法 (福井県河川砂防情報システム)

福井県 土木部 砂防防災課

1. 水害に関する情報の入手方法

(1) 気象情報

県では、「福井県河川・砂防総合情報」で、雨量、河川水位、カメラ画像等の各情報をリアルタイムで提供

福井県河川砂防総合情報システムで検索

福井県河川砂防総合情報システム

検索

INDEX

- ★観測情報
 - 雨量観測情報
 - 水位観測情報
 - カメラ観測情報
 - 河川カメラ画像
- ★洪水予報
 - 洪水予報情報
 - 洪水予報のリンク
- ★リンク集
 - 川の防災情報(国土交通省)
 - 津波情報(気象庁)
 - みち情報ネットワーク(福井県)
 - 福井河川国道事務所
 - 福井地方気象台
- ★気象情報
 - 気象庁レーダ雨量情報
 - 気象警報・注意報情報
- ★土砂災害警戒情報(補足情報)
 - 土砂災害危険度情報
 - 土砂災害警戒区域等管理システム
- ★浸水想定区域・浸水実績
 - 水害ハザード情報
- 河川・砂防総合情報について
- 携帯サイトの利用、i-ameメール登録はこちら(QRコードから簡単アクセス)

★気象警報・注意報概況

予報区分	特別警報			警報			注意報			
	大雨	高潮	その他	大雨	洪水	高潮	大雨	洪水	高潮	その他
福井市	福井市									
	あわら市									
	坂井市									
	永平寺町									
	越前町									
嶺北	鯖江市									
	越前市									
	池田町									
嶺北南部	南越前町									
	大野市									
奥越	勝山市									
	敦賀市									
嶺南東部	美浜町									
	若狭町									
嶺南西部	小浜市									
	高浜町									
	おおい町									



「雨量」、「河川水位」、「河川カメラ」の各観測情報を見る場合には、**ここをクリック**

i-ameメールを登録する場合

【i-ameメール】
 河川や土砂災害の危険情報をメールでお知らせ
 (情報の種類・対象市町は登録時に選択可能)
携帯・スマホ
<http://i-ame.ame.pref.fukui.lg.jp/>

1. 水害に関する情報情報の入手方法

(2) 洪水予報、気象警報等情報、レーダー雨量情報

福井県河川砂防情報システムでは、気象庁からの最新の気象情報を確認することができます。避難行動を開始するために必要となる情報です。

標準：河川名と危険度レベルに応じた情報名の組み合わせ

情報の種類、号数、発表時刻や官署名など

見出し：相当する警戒レベル及び最も警戒すべき事項を記載

【警戒レベル3相当情報「洪水」】 ○○川では、氾濫危険水位に到達する見込み

本文：観測所毎に、相当する警戒レベルや今後の見通しを記述

【警戒レベル2相当】 ○○川の△△△水位観測所(△△市)では、当分の間、「氾濫注意水位」を超える水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意して下さい。

氾濫が発生した地点と、氾濫による浸水が想定される地区(氾濫発生情報のみ記載)

雨量：流域平均雨量の現況と今後の見通しを記述

水位：観測所毎の現況と今後の予測を記載

観測所名	水位危険度 水位(m)	レベル1		レベル2		レベル3		レベル4	
		水防団 待機	氾濫 注意	避難 準備	氾濫 危険	避難 完了	危険	危険	危険
○○○ 水位観測所 (○○市)	00日00時00分の現況	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
	00日01時00分の予測	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
	00日02時00分の予測	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
	00日03時00分の予測	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
△△△ 水位観測所 (△△市)	00日00時00分の現況	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
	00日01時00分の予測	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
	00日02時00分の予測	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
	00日03時00分の予測	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX

水位のグラフは各水位閾を区分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を区分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

地域	市町村名	特別警報			警報					注意報																
		大雨	暴風	暴風雪	大雪	波浪	高潮	大雨	洪水	暴風	暴風雪	大雪	波浪	高潮	大雨	雷	霧	曇	乾燥	なだれ	低温	霜	雪害	香害		
福井北部	福井市																									
	あわら市																									
	坂井市																									
	永平寺町																									
福井南部	越前町																									
	越前市																									
	池田町																									
奥越	南越前町																									
	大野市																									
福井東部	勝山市																									
	敦賀市																									
福井西部	美浜町																									
	若狭町																									
	小浜市																									
	高浜町																									
	おおい町																									

気象警報等の情報
気象庁発表文



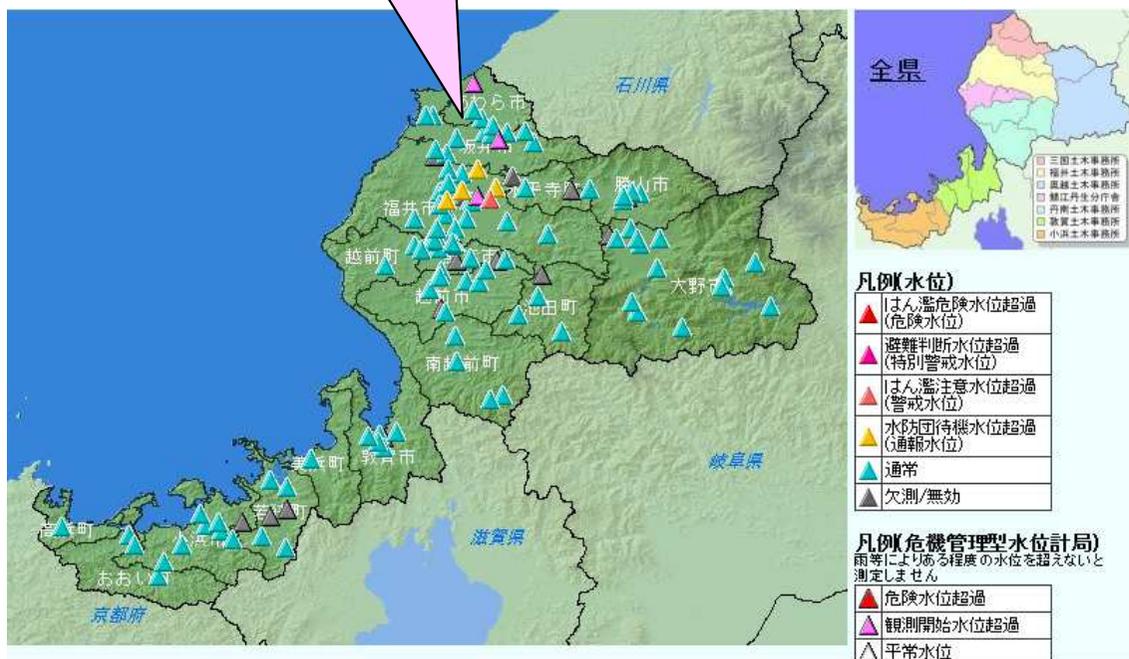
洪水予報

1. 水害に関する情報情報の入手方法

(3) 降雨・水位情報

福井県河川砂防情報システムでは、県内各所に設置された計測装置にて、降雨量や河川の水位など観測情報をリアルタイムで表示します。避難行動を開始するために必要な情報です。

県内河川の雨量・水位状況表示



河川カメラ映像の表示

カメラ設置図(全県) 2019年09月10日14時00分 現在



2. 土砂災害に関する情報の入手方法

県では、「福井県河川・砂防総合情報」で、土砂災害の危険性が高まっている地域を、危険度に応じたメッシュ情報で提供

福井県河川砂防総合情報システムで検索

福井県河川砂防総合情報システム

検索

福井県 河川・砂防総合情報

★観測情報
 雨量観測情報
 水位観測情報
 流量観測情報
 河川カメラ画像

★洪水予報
 洪水予報情報
 洪水予測
 洪水予測へのリンク

★リンク集
 川の防災情報(国土交通省)
 津波情報(気象庁)
 みち情報ネットふくい(福井県)
 福井河川国道事務所
 福井地方気象台

★気象情報
 気象庁レーダ雨量情報
 気象警報・注意報情報
 土砂災害警戒情報(補足情報)
土砂災害危険度情報
 土砂災害警戒区域等管理システム

★浸水想定区域・浸水実績
 浸水想定区域情報

河川・砂防総合情報について

携帯サイトの利用、
 i-ameメール登録はこちら
 (QRコードから簡単アクセス)

QRコード

お知らせ
 令和2年4月1日(水) 10:00~

★気象警報・注意報概況

子報区分	子報区分	特別警報			警報			注意報			
		大雨	高潮	その他	大雨	洪水	高潮	大雨	洪水	高潮	その他
福井市	福井市										
	あわら市										
	坂井市										
	永平寺町										
	越前町										
嶺北	嶺北北部										
	嶺北南部										
	奥越										
嶺南	嶺南東部										
	嶺南西部										
	大野市										
	勝山市										
	敦賀市										

福井県
河川・砂防総合情報

緊急のお知らせ
 ・緊急のお知らせです。

メニュー

- ! 水位情報
- 雨量情報
- 洪水予報情報
- 土砂災害警戒情報
- 気象警報・注意報
- i-ameメール登録
- お知らせ
- 提供情報について

特別警報あり
 ! 警報等あり
 # 注意報等あり
 ・ 通常

情報提供:
 福井県土木部
 砂防防災課・河川課

「土砂災害危険度情報」を見る場合には、ここをクリック

i-ameメールを登録する場合

【i-ameメール】

河川や土砂災害の危険情報をメールでお知らせ
 (情報の種類・対象市町は登録時に選択可能)

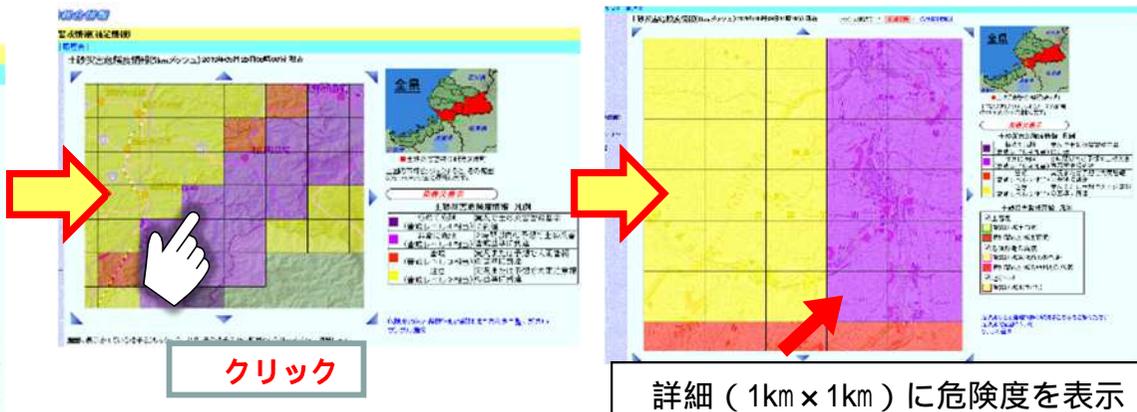
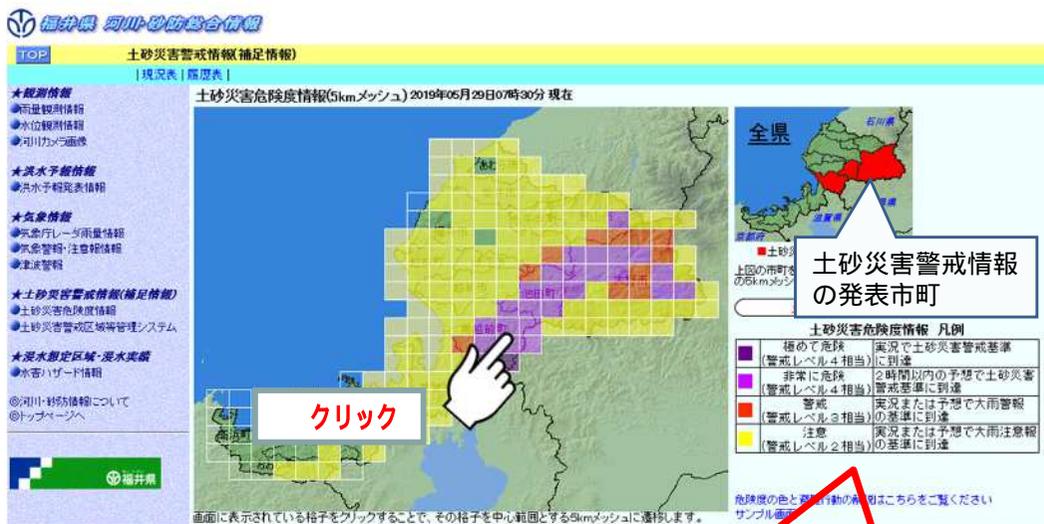
携帯・スマホ

<http://i-ame.ame.pref.fukui.lg.jp/>

2. 土砂災害に関する情報の入手方法

- 土砂災害発生危険度について、それまでに降った雨量と、今後に予想される雨量を考慮し、4段階に色分けして表示。
- 地図をアップすれば、詳細な範囲(1km×1km)で危険度が表示され、施設付近の状況を確認することができます。

土砂災害危険度情報

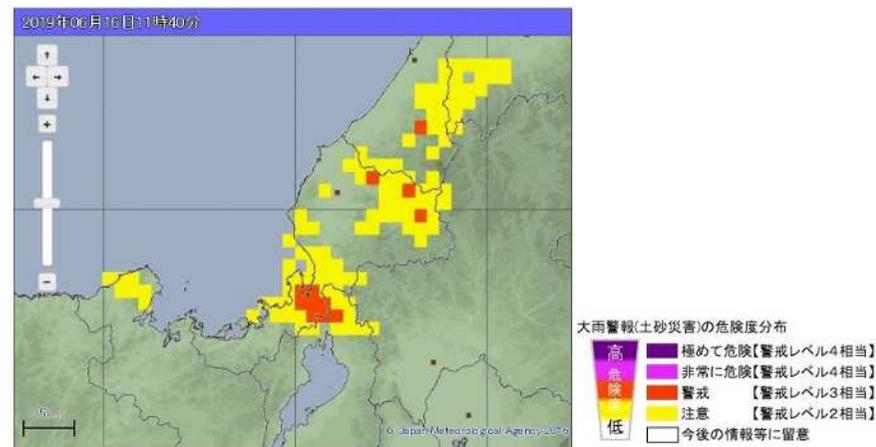


危険度の高まりを4段階で表示

注意	警戒	非常に危険	極めて危険
土砂災害に注意	土砂災害に警戒	2時間以内に土砂災害発生のおそれあり	現在、土砂災害発生のおそれあり

土砂災害の危険度

大



参考：気象庁HPでも提供しています

3. 水害・土砂災害に関する情報の入手方法

(4) プッシュ式情報(登録した情報を受動的に受け取る)

携帯・スマホに 河川や土砂災害の危険情報を リアルタイムでお知らせ

配信される情報

情報の種類・対象市町は登録時に選択できます。

雨量

観測された雨量が警戒値に達したとき、メールが配信されます。

水位

観測された水位が基準に達したとき、メールが配信されます。

気象警報等

福井地方気象台が**気象注意報**、**警報**、**特別警報**を発表したとき、メールが配信されます。

土砂災害警戒情報

土砂災害の恐れが高まり、県と福井地方気象台が共同で**土砂災害警戒情報**を発表したとき、メールが配信されます。

洪水予報

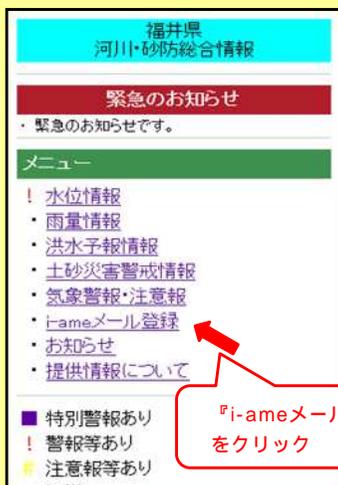
県管理の5河川(足羽川、笙の川、日野川中流、竹田川、南川)について洪水の恐れが高まり、県と福井地方気象台が共同で**洪水予想**を発表した時、メールが配信されます。

登録方法

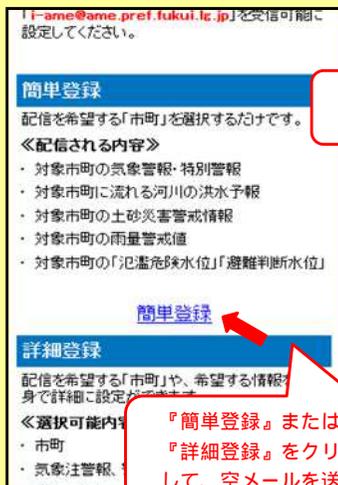
i-ameメール で検索



<http://i-ame.ame.pref.fukui.lg.jp/>



『i-ameメール登録』をクリック

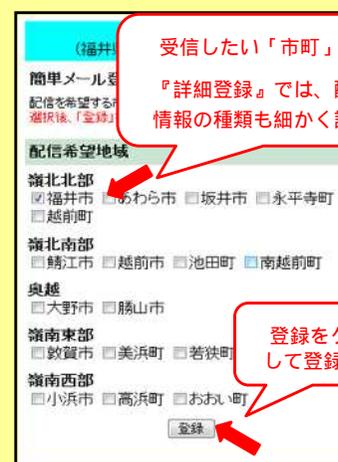


『簡単登録』または、『詳細登録』をクリックして、空メールを送信

登録用メールが返されてきます



登録用メールに書かれたURLをクリック



受信したい「市町」を選択
『詳細登録』では、配信される情報の種類も細かく設定できます

登録をクリックして登録完了

登録完了

「詳細登録」では、配信される情報の種類も細かく設定できます。

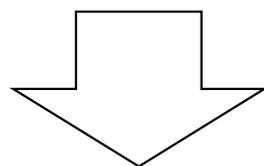
洪水浸水想定区域図について

国土交通省 近畿地方整備局
福井河川国道事務所

1. 洪水浸水想定区域図とは

洪水浸水想定区域図とは、想定し得る最大規模、計画規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域、水深等の情報(令和元年6月公表)。

洪水ハザードマップとは、洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した図面等の資料。



福井市では、現在、洪水ハザードマップの改定作業を進めています。避難確保計画を作成する際には、**洪水浸水想定区域図**を確認してください。

2. 洪水浸水想定区域図について(福井市)

位置図

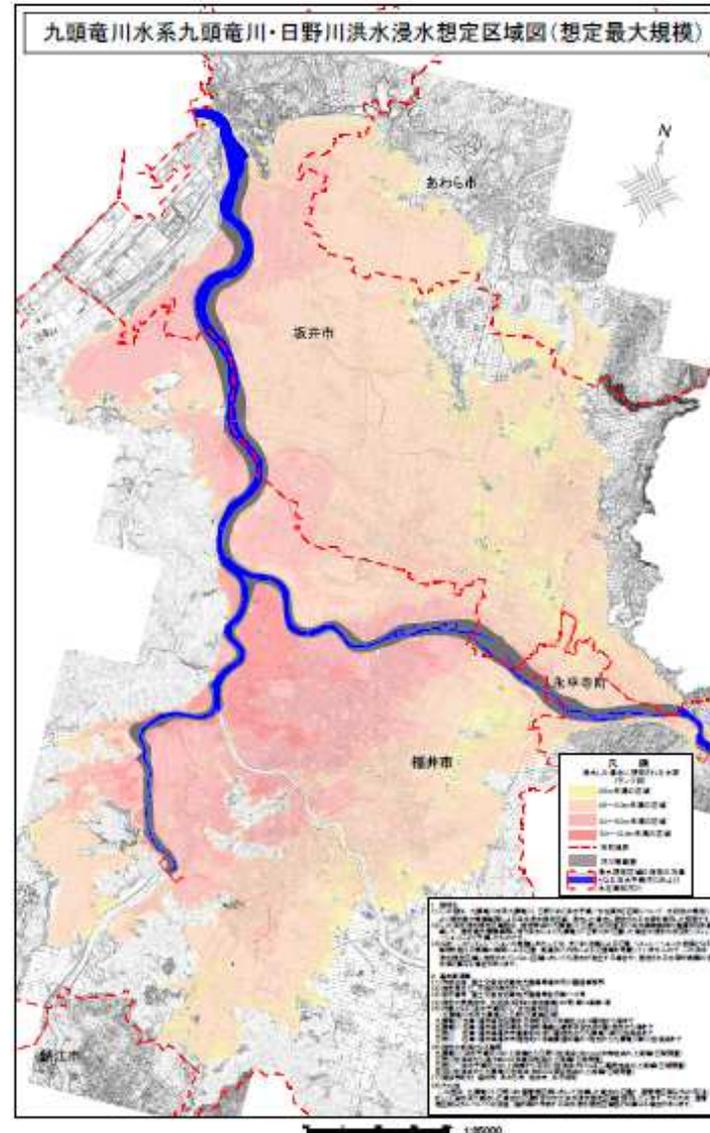
河川名	管轄
一級河川 九頭竜川	国管理
一級河川 日野川	国・県管理
一級河川 足羽川	県管理

浸水深を確認するには、上記河川と合わせて、施設近隣河川の浸水想定区域図、水害リスク図も確認してください。

3. 洪水浸水想定区域図について(福井市)

浸水区域、浸水深が分かることにより、避難場所、避難路の検討に利用できます。

九頭竜川



想定最大規模

4. 洪水浸水想定区域図について(福井市)

・検索方法

インターネットから『福井県 浸水想定区域』で検索

福井県 浸水想定区域

検索

全ての県管理河川(191河川)の水害リスク図を公表しました。

最終更新日 2020年8月28日 | ページID 043621 [印刷](#)

福井県「洪水浸水想定区域図」「水害リスク図」

各河川で洪水が発生した場合の浸水範囲、浸水深を確認できます。(洪水浸水想定区域図・水害リスク図)

確認したい河川がある土木事務所管内をクリックください。

- 福井土木事務所管内、三国土木事務所管内、奥越土木事務所管内(大野市、勝山市)、丹南土木事務所管内
- 敦賀土木事務所管内、小浜土木事務所管内



5. 計画規模と想定最大規模について

(1) 計画規模、想定最大規模の違い

項目	計画規模の降雨	想定最大規模の降雨
想定概要	河川整備の目標としている降雨	想定しうる最大規模の降雨
降雨確率	九頭竜川 150年に一度の雨 日野川 150年に一度の雨 足羽川 150年に一度の雨	1000年を超える期間に一度の雨
降雨量	九頭竜川 414mm / 2日 日野川 299mm / 2日 足羽川 376mm / 2日	九頭竜川 641mm / 2日 日野川 697mm / 2日 足羽川 774mm / 2日

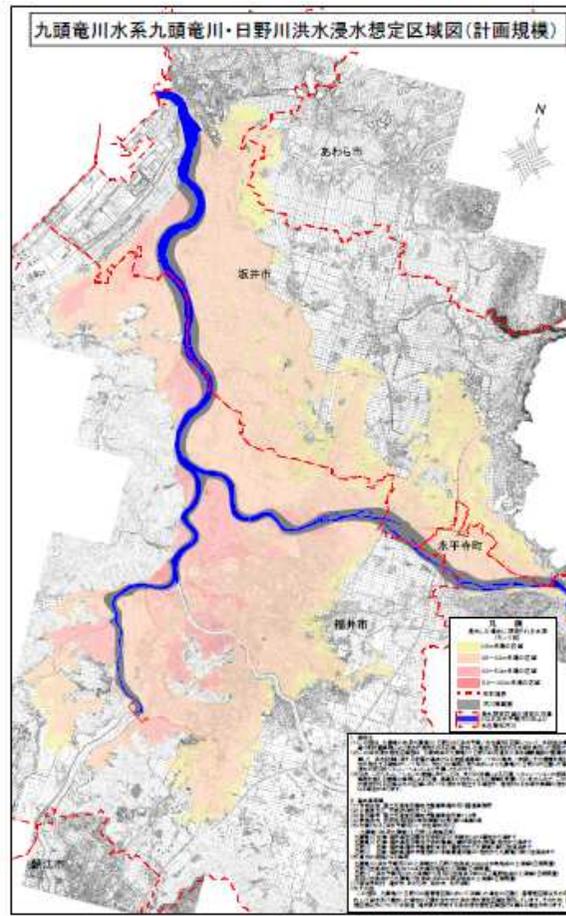
参考：福井県最高283mm / 日(平成16年7月18日 美山)

6. 計画規模と想定最大規模について

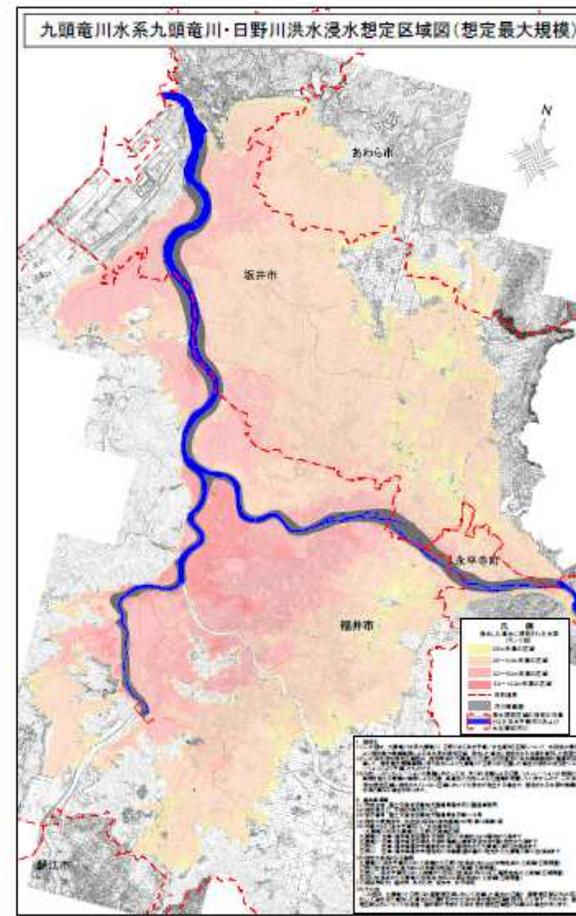
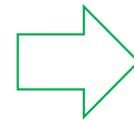
(2) 計画規模、想定最大規模による洪水浸水想定区域

想定最大規模では、計画規模よりも浸水区域が広がったり、浸水深が深くなったりします。

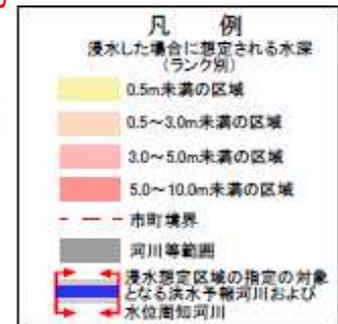
計画規模では安全であっても、想定最大規模では危険である可能性があります。



計画規模



想定最大規模



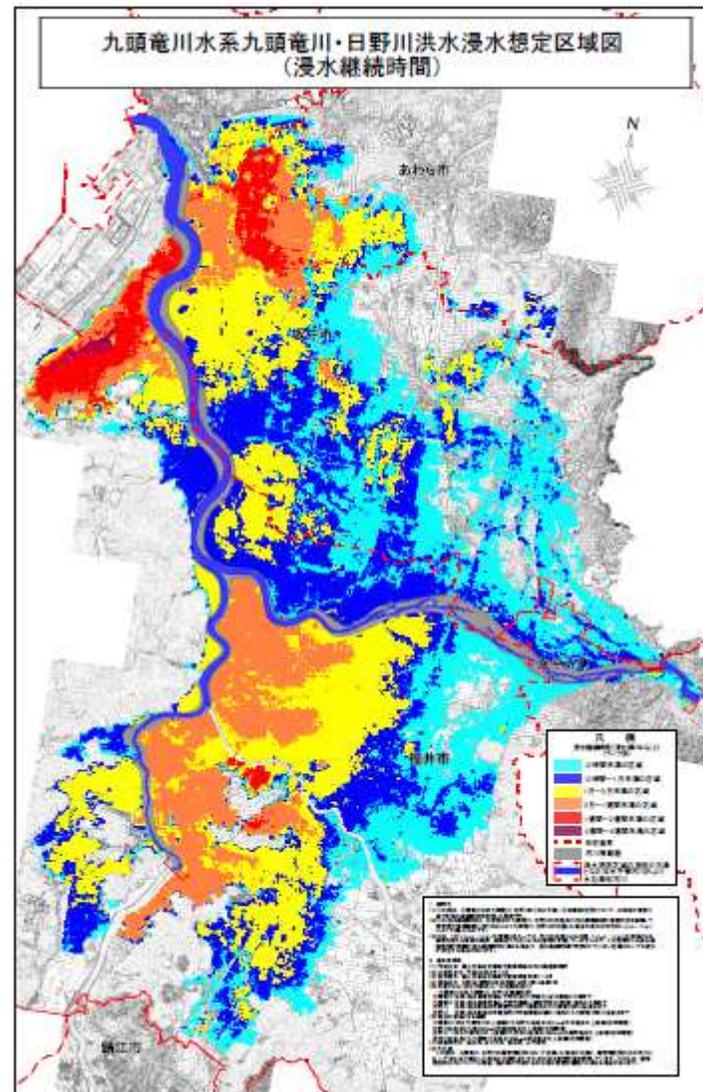
7. 避難確保計画での想定最大規模の活用方法について

- ・避難確保計画は計画規模の浸水想定区域で、避難場所、避難路を検討してください。
- ・避難確保計画は、避難場所に滞在している間も雨が降り続いた場合、想定最大規模降雨量に達することも考えられることから、**想定最大規模の洪水浸水想定区域図から、避難場所の状況を確認し、命を守るための避難行動も検討してください。**

8. その他参考資料

(1) 浸水継続時間

- 浸水深が50cmに達してから、その水深を下回るまでにかかる時間を示しており、洪水による浸水状態が続くことで「避難場所に留まる時間」が分かることから、避難生活において必要な物資・資機材の検討に利用できます。

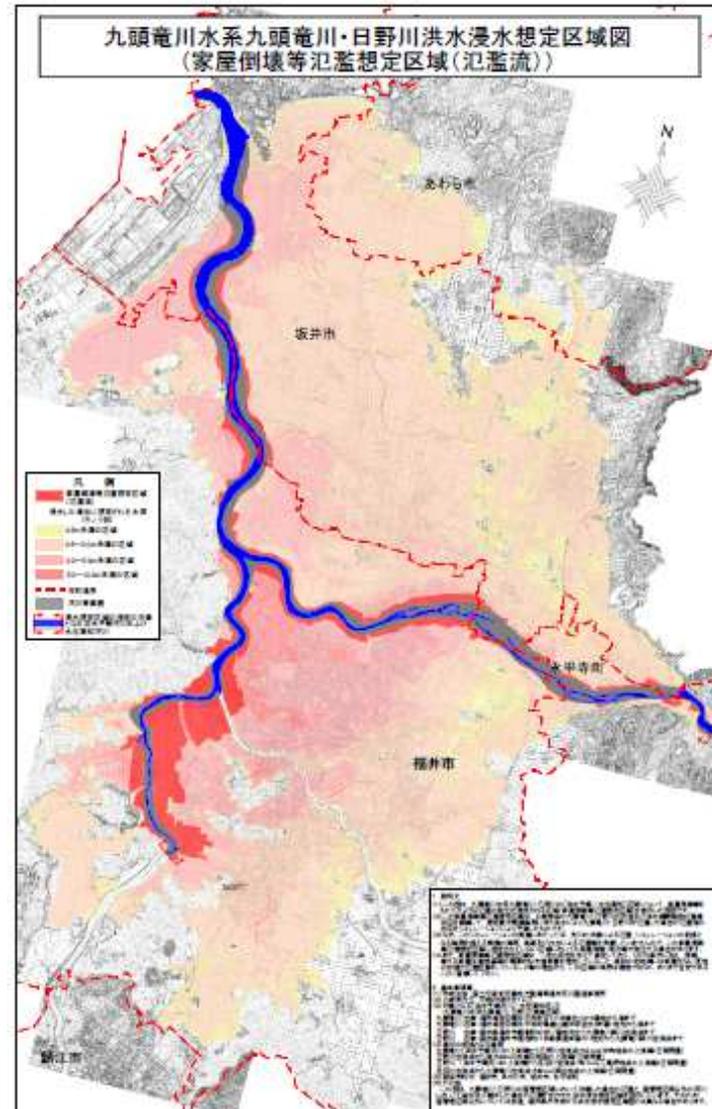


最長で1週間～3週間未満

8. その他参考資料

(2) 家屋倒壊等氾濫想定区域

- 河川の氾濫時に家屋が倒壊、流失する等の危険性が高い範囲を示したもので、早期避難の必要性の判断に利用できます。



九頭竜川

8. その他参考資料

(3) 過去の浸水実績

避難場所、避難路の検討に利用できます。

過去の災害で浸水があった範囲は、県HPにある「水害ハザード情報」で確認することができます。

砂防防災課のホームページ

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/index.html>

水害に関すること

1. 水防法について
2. 水防計画書
3. 地図で見る浸水実績・浸水想定区域の位置情報について<福井県水害ハザード情報>
4. 浸水想定区域図
5. 洪水ハザードマップ
6. 福井県管理河川減災対策協議会

「福井県水害ハザード情報」をクリック

最新の洪水浸水想定区域図を確認する方は
こちら [福井県HP](#) →

浸水実績のみを確認する方は
こちら [浸水実績\(水害ハザード情報\)](#) →

※ただし、画面上に表示される洪水浸水想定区域図は最新の洪水浸水想定区域図とは異なり

更新日 令和元年 8月30日

【浸水実績図】



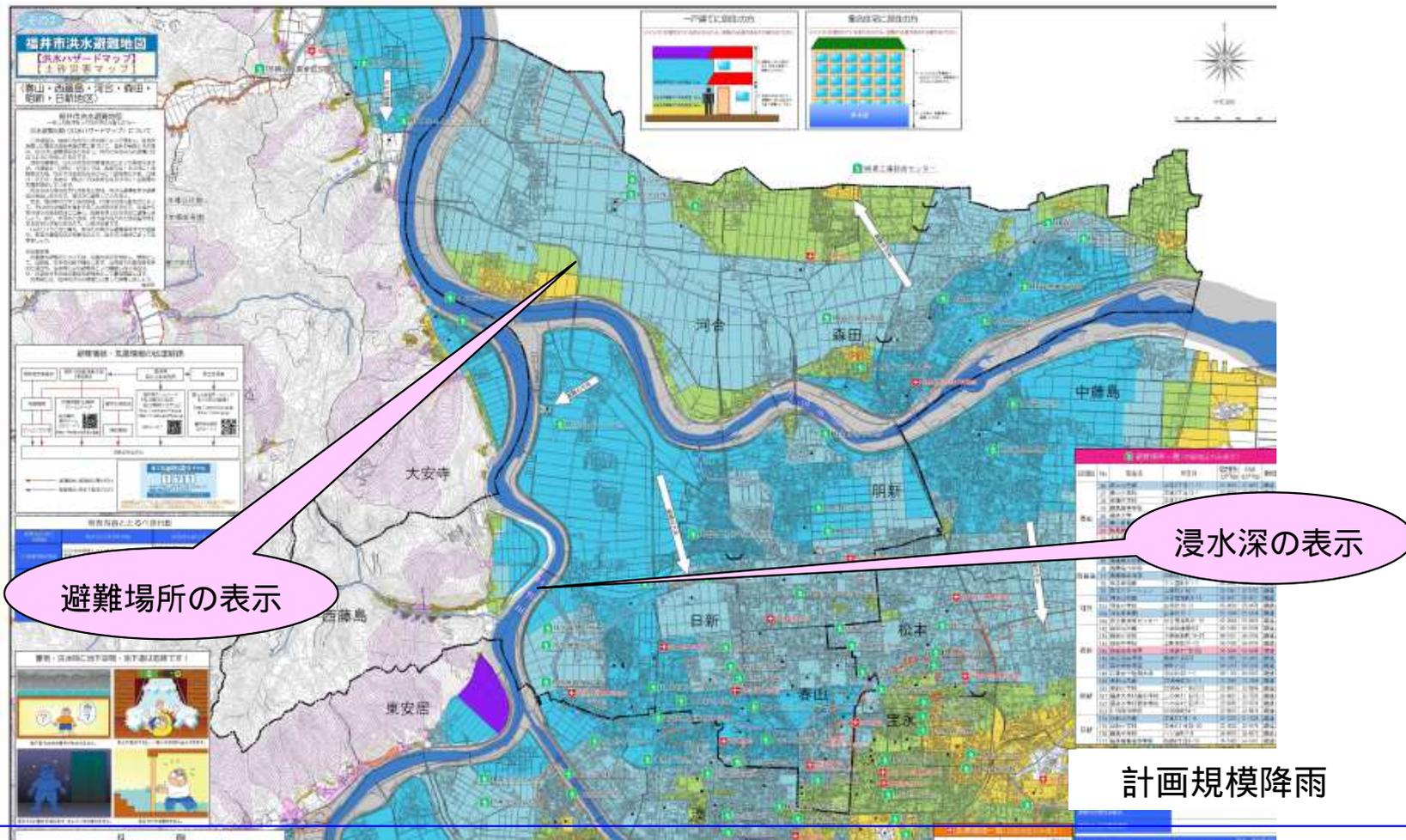
いつの浸水実績かを表示

「浸水写真」がある場合には、
災害名、撮影場所を表示

8. その他参考資料

(4) 洪水ハザードマップ

- 洪水ハザードマップは、国と県が管理河川ごとに作成した洪水浸水想定区域図をもとに、市町地域防災計画において定められた必要事項等を記載したものです。避難場所、避難路の検討に利用できます。（現在改訂中）



- 市役所、町役場のホームページから『洪水ハザードマップ』で検索

洪水ハザードマップ

検索

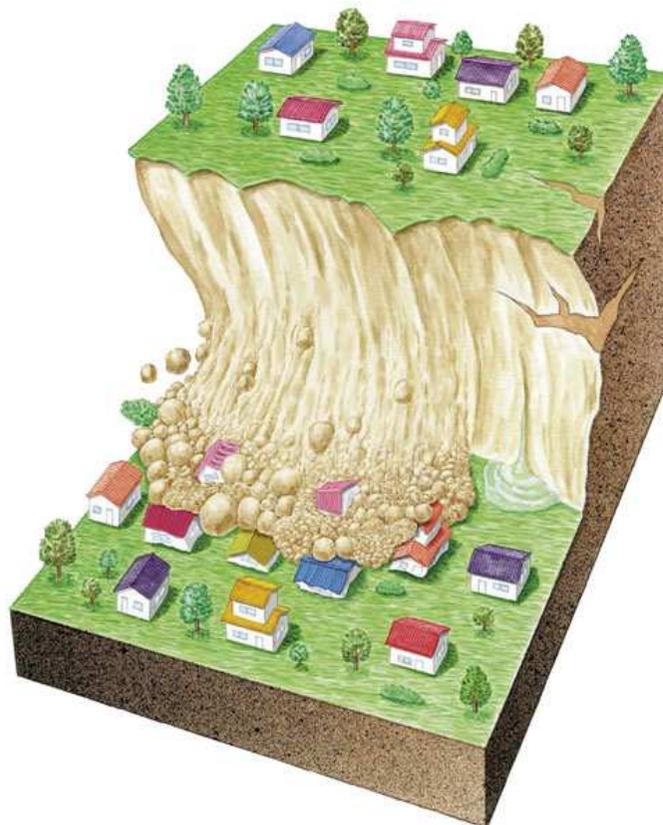
土砂災害警戒区域について

福井県 土木部 砂防防災課



土石流

谷や山の斜面から崩れた土や石などが、水と共に一気に流れ出てくる現象。



がけ崩れ

豪雨や地震などにより地盤が緩み、斜面が崩れ落ちる現象。



地すべり

地中の滑りやすい層が、地下水の影響などを受けて移動する現象。

土砂災害の避難は難しい

- 毎年全国各地で発生している
- 突発的に発生し、いつ、どこで起きるか、予測が難しい
- 河川のように目に見えて危険が迫っているか分からない
- 土砂が動き出してから逃げるのでは遅い
- 人的被害につながりやすく、屋内での被災が多い

身を守るには「事前に避難」

ポイント

危険な場所を知る

避難のタイミング（気象情報・避難情報）

避難場所・経路

土砂災害のおそれのある場所

土砂災害がおそれがある場所を、土砂災害警戒区域 = イエロー
と土砂災害特別警戒区域 = レッドに分けて指定しています

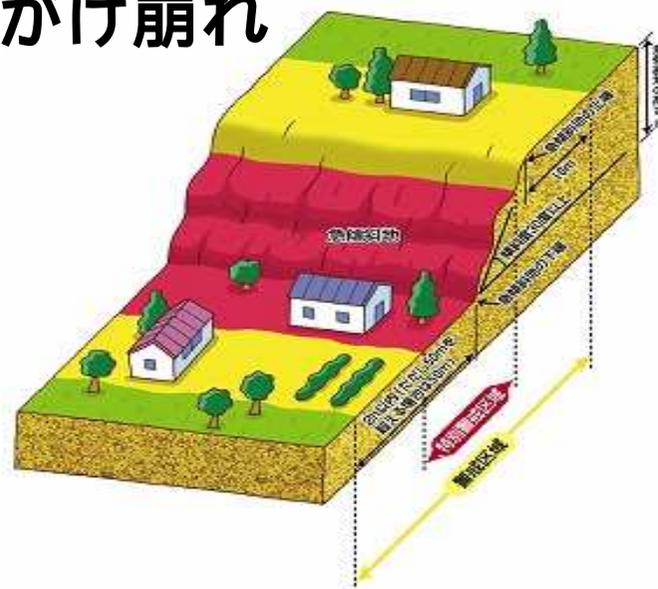
どしゃさいがい ばしょ
土砂災害のおそれがある場所

いえ こわ おお ひがい ばしょ
家が壊されたり、大きな被害のおそれがある場所

どせきりゅう
土石流



くず
がけ崩れ



じ
地すべり



土砂災害(特別)警戒区域の調べ方

土砂災害警戒区域等管理システム

「福井県 土砂災害警戒区域」で検索する。

福井県 土砂災害警戒区域



「同意してシステムを利用する」をクリック



「土砂災害防止法」の主題を選択



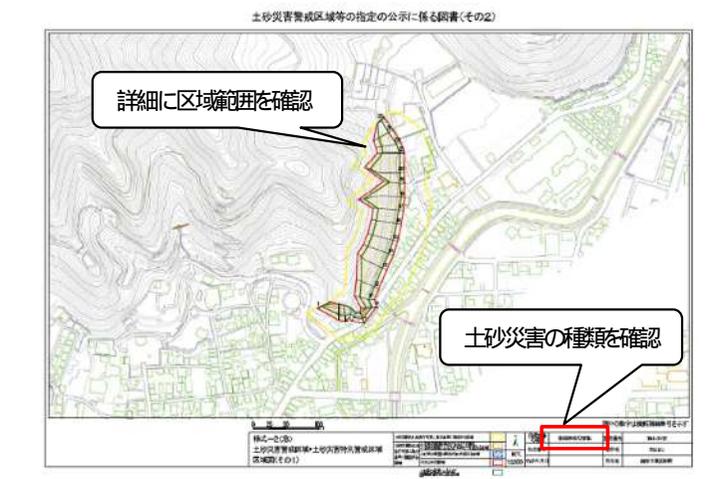
市町と地区名を選択



地図上で区域をクリックした後、左側に表示される「詳細を表示」をクリック。



詳細情報が表示されるので、一番下にあるPDFファイルをクリック



土砂災害の種類と土砂災害(特別)警戒区域の範囲を確認

土砂災害の前触れ

土石流



石が流れる音がしたり
火花が見えたりする



沢の水が濁り流木が混じる



山鳴りや地鳴りがしたり
異常なおいがする



雨は降り続けているのに
沢の水が減る

がけ崩れ



がけから急に水が湧き出る
水の量が急が増えたり濁る



がけに亀裂ができたり
がけが膨らむ



がけの上の木が揺れたり
地鳴りがする



がけから小石がパラパラ
落ちてくる

地すべり



湧水が増える



木が裂ける音や根が切れる音
山鳴りや地鳴りがする



池の水が濁ったり
急に増えたり減ったりする



地面にひび割れや
段差ができる

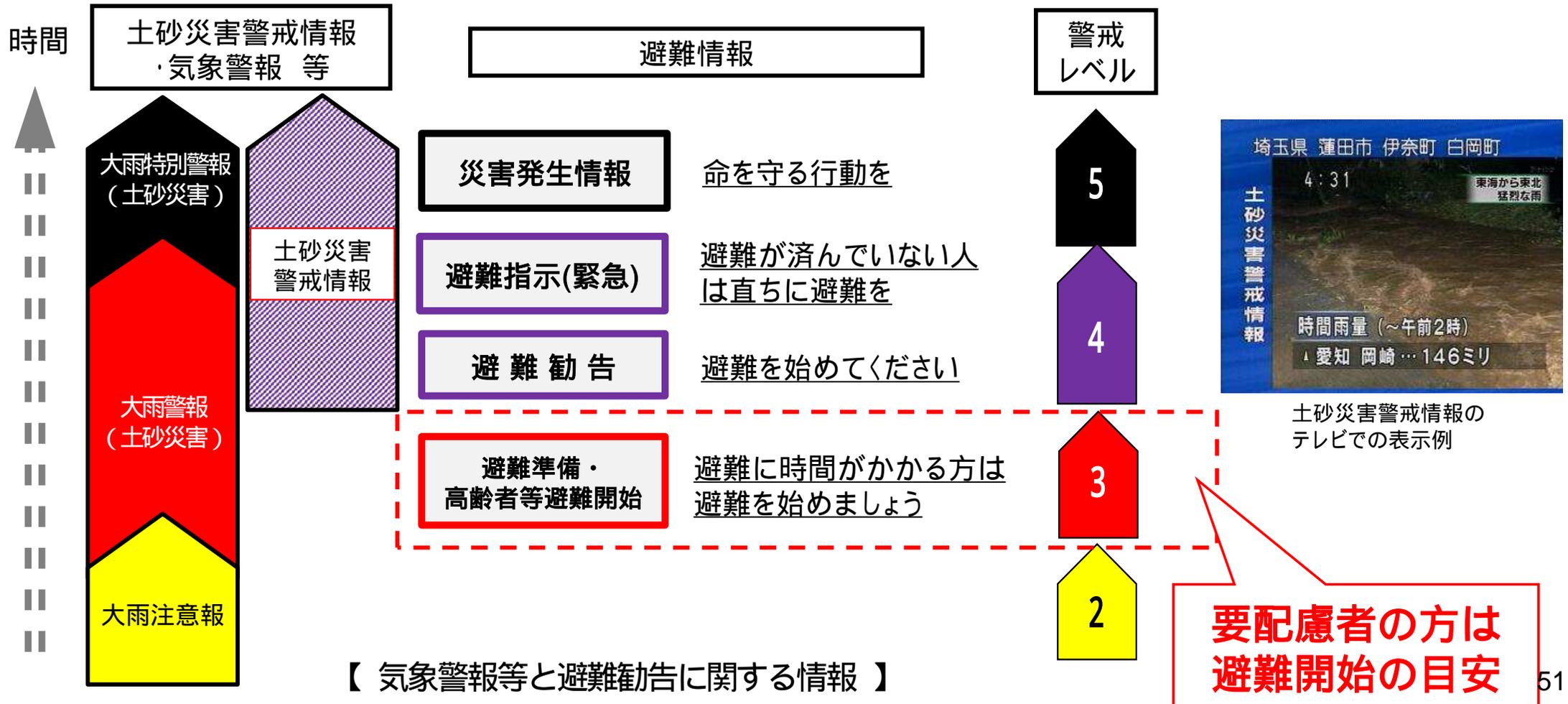
防災情報と避難のタイミング(土砂災害)

避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)

○高齢者の方や体の不自由な方など、避難に時間を要する方は避難開始。
鯖江市が今後の降雨予想等を考慮し発表。防災行政無線等のほか、施設へ個別連絡を行う。

土砂災害警戒情報

○大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、2時間先までの降雨を考慮し、土砂災害発生危険度がさらに高まったとき、県と気象台が合同で発表。避難勧告(警戒レベル4)の目安となる。



避難行動(安全確保行動)の考え方

- 避難は数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から命を守るための行動。
- 避難行動は「立ち退き避難(水平避難)」と「屋内安全確保(垂直避難、待避)」がある。
- あらかじめ、避難すべきエリア、避難行動をとるべきタイミング、とるべき避難行動を災害ごとに明確にしておくことが重要。

指定避難所 (立ち退き避難)

災害の危険に伴い避難をしてきた人々が一定期間滞在する施設
市町が指定

屋内安全確保 (垂直避難)

あらかじめ2階など上階へ待避すれば命が助かる場合や、屋外への移動によりかえって命に危険が及ぶ場合は屋内安全確保をする。

近隣の安全な場所 (立ち退き避難)

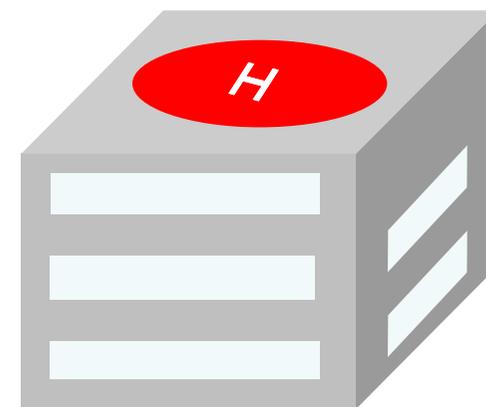
土砂災害のように極めて突発性の高い災害の際には民間のマンション等へ緊急に避難することも検討する

災害の切迫性に応じた避難

立退き避難を行う場合は、ここへの早めの避難を基本とする

「指定避難所」(市町が指定)

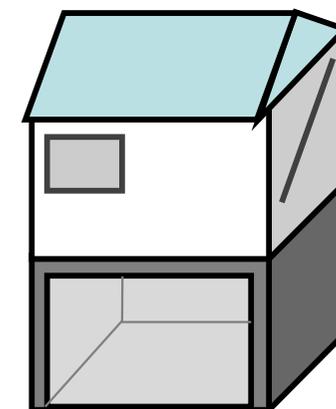
- ・災害の危険から命を守るために避難をする場所
- ・土砂災害、洪水等のハザード別に異なることに注意
- ・最寄りの避難所はハザードマップ等で確認
- ・避難ルートを事前に確認



大雨等により指定避難所までの移動ができない状況では…

「近隣の安全な場所」

- ・避難所に限らず、「近隣の安全な建物」(民間施設も含む)に緊急的に待避することもあり得る
- ・そのため平時から適切な待避場所を確認しておくことが必要



近隣の鉄筋コンクリート造の建物

外出すら危険な状況では…

「屋内安全確保」

- ・建物内の土砂災害警戒区域から外れた場所に移動
- ・かつ上層階で山からできるだけ離れた場所に移動



避難確保計画の実行性を高めるため、年1回以上、避難訓練と防災教育を行ってください



避難訓練実施状況（医療施設）



避難訓練実施状況（幼稚園）



防災教育の実施



施設周辺の状況確認

避難確保計画の作成方法について

福井市

1. 避難確保計画の様式

作成のポイント！

各様式の作成方法は、手引き別冊や事例集が参考となります

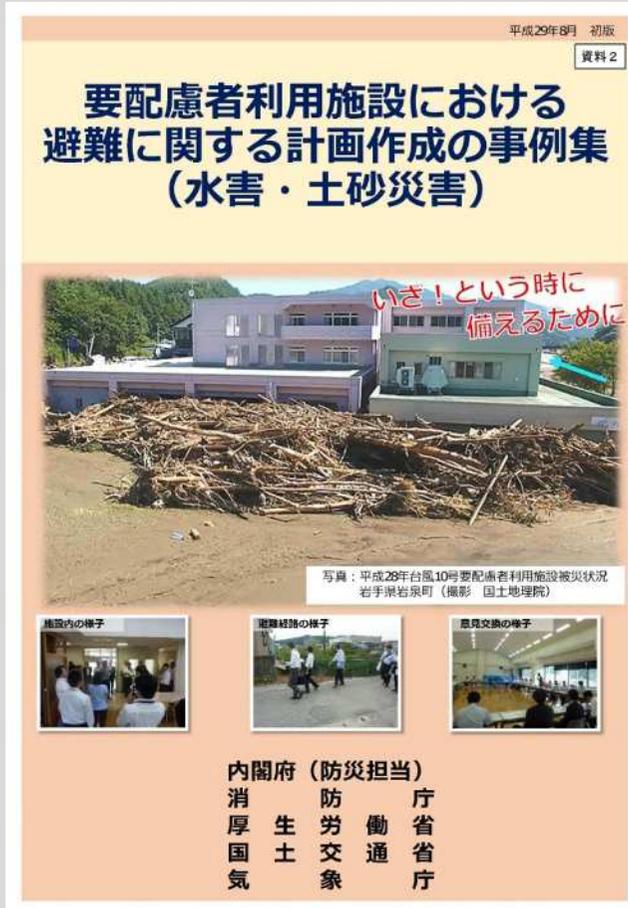
要配慮者利用施設における避難確保計画作成の**手引き別冊**
(作成支援編・様式編)

資料1

避難確保計画作成の手引き
解説編

▶ 計画作成に必要な事項を記載した解説書です。本書を参照しながら様式を作成します。

要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の**事例集**
(水害・土砂災害)



▶ 水害の事例として、「岩手県久慈市」が参考となります。

1. 避難確保計画の様式【表紙】

1 「対象災害選択シート」

2

3 ・対象となる災害を選んでください。

4 ・自衛水防組織の有無を選んでください。

5

入力項目	入力セル	入力例
(対象災害)		
洪水	<input type="radio"/>	○：対象、×：対象外 ○/×
内水	<input checked="" type="radio"/>	○：対象、×：対象外 ○/×
高潮	<input checked="" type="radio"/>	○：対象、×：対象外 ○/×
津波	<input checked="" type="radio"/>	○：対象、×：対象外 ○/×
土砂災害	<input checked="" type="radio"/>	○：対象、×：対象外 ○/×
(自衛水防組織)		
自衛水防組織	<input type="radio"/>	○：有り、×：無し ○/×

19

21

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

対象となる災害
を選択

1. 対象災害選択
シートをクリック

作業シートに反映

記載例

医療施設

避難確保計画

対象災害：水害（洪水 内水 高潮 津波）
土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

解説編 第1章1.1（1） 対象となる災害

【施設名： ○○○○○○】

○ 年 ○ 月 作成

1. 非常災害対策計画を参考とした避難確保計画の作成について

避難確保計画	非常災害対策計画（例）
【様式1】 <ul style="list-style-type: none">・ 計画の目的・ 計画の報告・ 計画の適用範囲	<ul style="list-style-type: none">・ 各施設等の立地条件・ 災害に関する情報の入手方法・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認・ 避難を開始する時期、判断基準・ 避難場所・ 避難経路・ 避難方法・ 災害時の人員体制、指揮系統・ 関係機関との連携強化
【別紙1】 <ul style="list-style-type: none">・ 施設周辺の避難地図	
【様式2】 <ul style="list-style-type: none">・ 防災体制	
【様式3】 <ul style="list-style-type: none">・ 情報収集・伝達	
【様式4】 <ul style="list-style-type: none">・ 避難誘導	
【様式5】 <ul style="list-style-type: none">・ 避難の確保を図るための施設の整備・ 防災教育及び訓練の実施	
【様式6】 <ul style="list-style-type: none">・ 自衛水防組織の業務に関する事項	

・非常災害対策計画の矢印部分を利用して、避難確保計画を作成してください。

2. 避難確保計画の様式

様式編 目 次

市町村に提出（様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙1
4	防災体制	3	様式2
5	情報収集・伝達	4	様式3
6	避難誘導	5	様式4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式5
8	防災教育及び訓練の実施	6	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	7	様式6

個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要

10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	8	様式7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	9	様式8
12	緊急連絡網	10	様式9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	10	様式10
14	対応別避難誘導方法一覧表	11	様式11
15	防災体制一覧表	12	様式12

別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	13	} 自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表1	「自衛水防組織の編成と任務」	14	
別表2	「自衛水防組織装備品リスト」	14	

避難確保計画は、全ての項目（様式）を検討・作成することを基本と考えて下さい。

計画作成後、福井市に提出頂きたい様式
【様式1～6】

様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出

個人情報等が含まれるため、福井市に提出する必要がない様式 【様式7～12】

別添，別表1，別表2は、様式6で自衛水防組織を設置した場合に作成

2. 避難確保計画の様式

インターネットから『福井県 避難確保計画様式』で検索

福井県 避難確保計画様式

検索



画面右に記載例がありますので、画面左にコピーして修正や追加がある部分のみ記載して印刷してください。

様式 1

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：土砂災害防止法

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

施設の状況

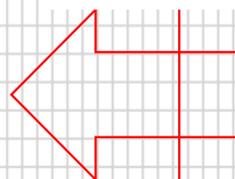
	平日		休日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	約 〇 名	約 〇 名	約 〇 名	約 〇 名
夜間	約 〇 名	約 〇 名	約 〇 名	約 〇 名

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

コピー



記載例

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・内水・高潮・津波・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：水防法、津波防災地域づくりに関する法律、土砂災害防止法 解説編 第1章1.2 計画の目的等（様式1）

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

解説編 第1章1.2 (3) (4)
施設利用者（東証看者）の把握、施設職員の把握

施設の状況

	平日		休日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	約 27 名	約 9 名	約 〇 名	約 〇 名
夜間	約 9 名	約 2 名	約 〇 名	約 〇 名

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

※休日は計画介添を実施、利用者はいない

3. 【様式1】計画の目的、計画の報告、計画の適用範囲

事例集p13

第1章 総則

第1節 計画の目的、運用範囲

(目的)

第1条 この計画は、水防法第15条の3の規定に基づき、特定非営利活動法人ファミリーサポートおひさま運営、認知症対応型共同生活介護グループホームひだまりは要配慮者利用施設として利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(諸規定との関係)

第2条 消防計画に準じ、要配慮者利用施設に関し必要事項について、施設管理者及び防火管理者とともに定めるものとする。

(計画の適用範囲)

第3条 この計画は、当法人に勤務する者、利用者及び出入りするすべての者に適用するものとする。

第2節 水防管理者の業務及び権限

(水防管理者)

第4条 水防管理者は、防火管理者及び施設管理者が兼務し、計画実施に関するすべての事務を行うものとする。

2 水防管理者不在時の代理者を予め指名する。

(水防管理者の権限及び業務)

第5条 この計画について、水防管理者は一切の権限を有し次の業務を行うものとする。

- (1) 自衛水防組織の設置
- (2) 洪水時の避難確保計画の作成及び変更
- (3) 緊急通報、避難訓練計画及び実施
- (4) 日頃から気象情報の収集に努める
- (5) 避難準備・高齢者等避難開始が発令された時点で、迅速な避難を指示する
- (6) 受け入れ先避難所へ連絡し状況を確認する
- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 建築物、施設等の点検検査の実施及び監督
- (9) 水防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (10) 避難時の火気の使用または取扱いに関する指導及び監督
- (11) 避難時の火元責任者に対する業務の指導及び監督
- (12) 管理権原者に対する助言及び報告
- (13) 水害防止対策の推進
- (14) その他水害防止業務執行のため必要な業務

計画の目的を記載

(様式に記載はないので任意記入)

事例集p14

計画を作成したことを福井市へ報告する文面を記載

(市への報告等)

第6条 水防管理者は、水防管理業務の適正な執行を図るため久慈市（消防防災課）との連携を密にし、次の業務を行うものとする。

- (1) 洪水時の避難確保計画の提出
- (2) 建築物及び諸設備の設置または変更の事前協議並びに法令に基づく諸手続き
- (3) 水防用設備の点検及び水害予防上必要な検査の指導要請
- (4) 水防用設備の点検結果の報告
- (5) 教育訓練の指導要請
- (6) その他法令に基づく報告及び水防管理について必要な事項

第2章 洪水等避難時に関わる施設遵守事項

(施設の遵守事項)

第7条 施設の設備等は避難者の妨げにならないよう、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 避難のために利用する廊下、避難口等には設備を設置したり、物品を置かないものとする。
- (2) 床面は、避難時に障害が発生しないように維持すること。
- (3) 避難口等に設ける戸は、容易に開錠でき、かつ解放した場合には廊下等の有効幅員を確保できること。

(様式に記載はないので任意記入)

計画の適用範囲を記載

第3節 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は使用する全ての者に適用するものとする。

施設の人数を記載

状況が大幅に変更となった場合は、修正したものを再提出する。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 9名	昼間 4名	休日 (平日と同じ)	休日 (平日と同じ)
夜間 9名	夜間 2名		

施設利用者の命を守るための安全な避難場所、避難経路を決定します。

事例集p15

① 洪水浸水想定区域図から浸水区域の情報を入手する



作成のポイント！

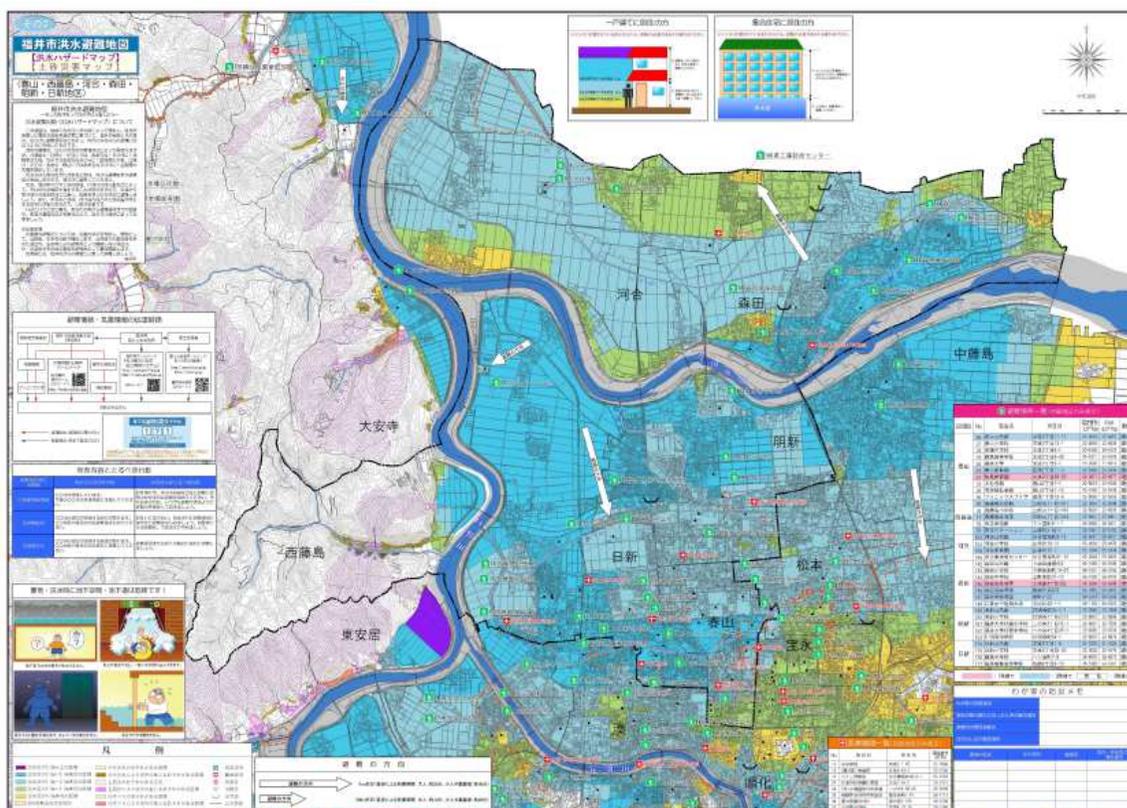
施設周辺の浸水危険性を確認する。
安全な避難場所を選定する。

作成の手順

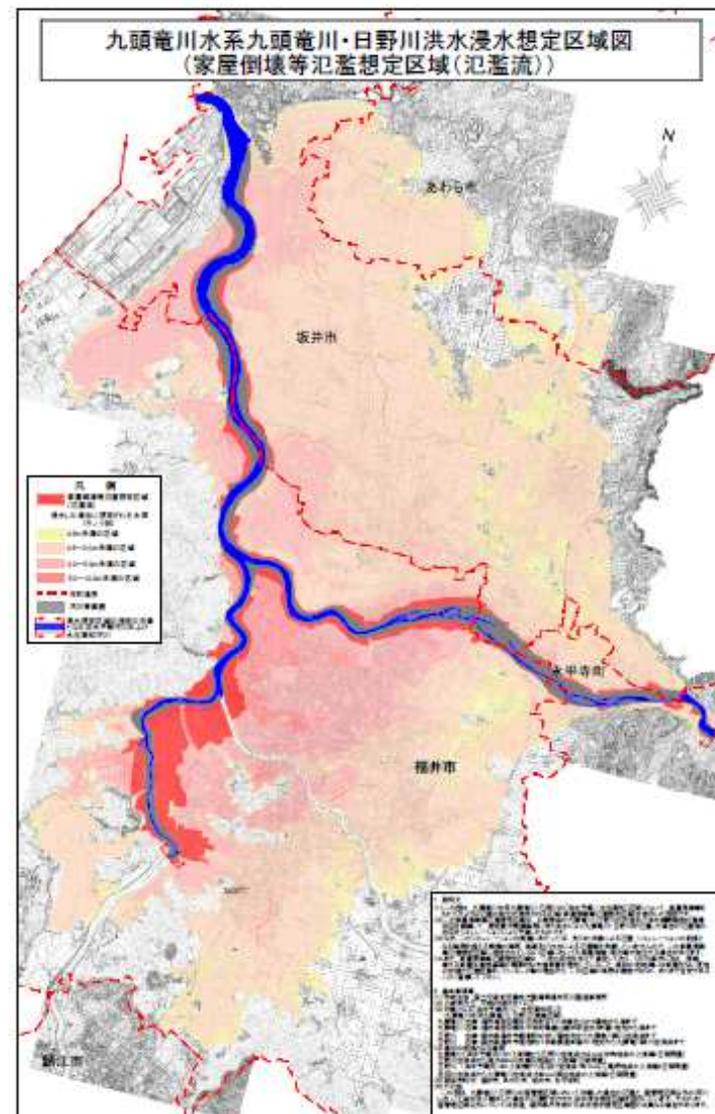
- ① 洪水浸水想定区域図から浸水区域の情報を入手(印刷または画像コピー等)する。
のマップ上で自施設を探す(をつける)。
施設周辺の水深を確認する。
安全な避難場所を探す。
避難場所までの避難経路に色を塗る。
建物階数と浸水深を記載(追加)する。

現在、「福井市洪水ハザードマップ」を改定しています。

現行のハザードマップと合わせて、九頭竜川等の洪水浸水想定区域図を確認して作成してください。



現行ハザードマップ



洪水浸水想定区域図(九頭竜川)

避難先検討時のポイント

避難先は浸水や土砂災害リスクがないところへの【**立ち退き避難を基本**】としましょう。

立ち退き避難を検討した上で、避難する方が利用者等の命に却って危険を及ぼしかねないと判断する場合は、**屋内安全確保**(上層階への避難)等、**命が助かる可能性の高い避難行動**を検討して下さい。

留意事項

浸水が継続すること等により、**避難生活が長期化する可能性**も念頭に考えましょう。
(屋内安全確保時に、期待どおりに支援物資等が届かない可能性もあります。)

施設利用者の避難生活の環境確保の観点から、類似施設となる**提携先の施設や知り合いの施設などは有力な候補**となります。

自施設や避難先候補、避難経路等の**安全性を確認**しながら考えましょう

浸水範囲と浸水深

継続時間

家屋倒壊等

重ねるハザードマップ 検索

浸水想定 検索

避難行動について

立ち退き避難: その場を立ち退いて、「指定緊急避難場所」や「近隣の安全な場所」へ移動する**水平避難**。

屋内安全確保: **垂直避難**(屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動)などで屋内に留まったの安全確保。

様式2

4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
いつ行動するか	注意体制確立	何をするか	誰が対応するか
	警戒体制確立		
	非常体制確立		

作成のポイント！

避難行動(避難先までの移動と避難のための準備)に「どの程度の時間が必要か」を考える。

施設の状況(浸水特性、職員の体制、利用者数や利用者の体調等)によって、必要な時間や対応が異なる(全ての施設に共通する解がない)ことに留意する。

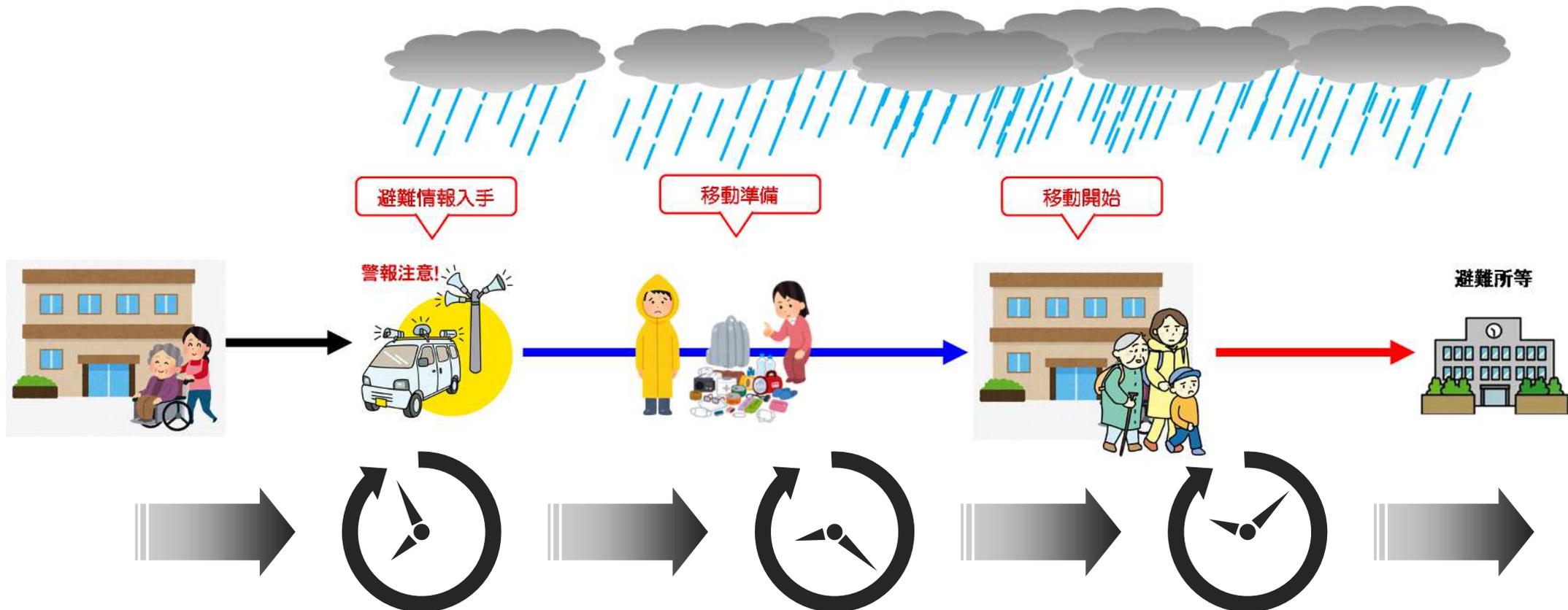
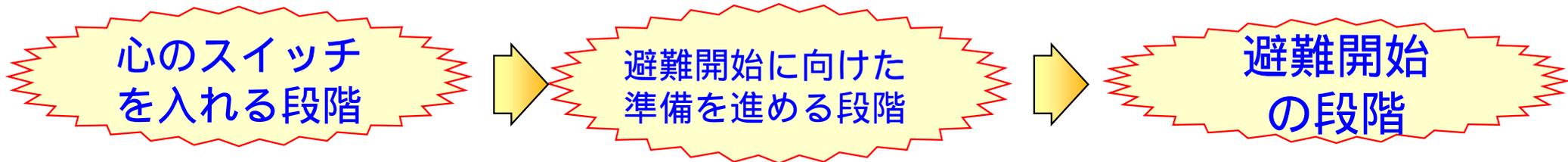
作成の手順

防災行動の3段階(体制)ごとの活動内容(何をするか)を決める。

活動を誰が行うか(対応要員)を決める。

3段階の活動の判断時期(いつ行動するか)を決める。

台風等の発生後、避難先への移動が完了するまでの間に、大きく3つの段階があります。また、避難準備や移動には、それぞれ一定の時間が必要であることに留意が必要です。



様式2

4 防災体制
連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
	注意体制確立		
	警戒体制確立		
	非常体制確立		

いつ行動するか

体制確立の判断時期
以下のいずれかに該当する場合 ➤ ➤
以下のいずれかに該当する場合 ➤ ➤
以下のいずれかに該当する場合 ➤ ➤

何を・誰が行うか

体制	活動内容	対応要員
注意体制確立 心のスイッチを入れる段階
警戒体制確立 避難開始に向けた準備を進める段階
非常体制確立 避難行動の段階

5. 防災体制－避難情報の種類

(比較用) 警戒レベルの一覧表 (※上下方向の縮尺は紙面の関係で小さい)

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (注)
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

新案

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない  
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである  
 (注) 避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報
5	災害発生を 確認	命を守る最善の行動	災害発生情報※1
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	・避難指示 (緊急) ※2 ・避難勧告
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨注意報・洪水注意報等 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

現行

※1 市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、警戒レベル5は災害が発生した場合に必ず発令されるものではない。  
 ※2 避難指示 (緊急) は、必ず発令されるものではなく、緊急的に又は重ねて避難を促したい場合に発令される。

## 5. 【様式2】防災体制

現在、福井市内の水位観測所における避難判断水位が設定されており、基準水位に達したら、福井市より対象地域に避難準備情報を発令します。

福井市における避難判断基準水位は、以下のとおりです。「様式2」の参考として下さい。

種別	住民に求める行動	避難判断基準水位
避難準備・高齢者等避難開始	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始。	九頭竜川・日野川（国）避難判断水位 足羽川他（県） 氾濫注意水位
避難勧告	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始しなければならない段階。	九頭竜川・日野川（国）氾濫危険水位 足羽川他（県） 避難判断水位
避難指示 （緊急）	未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動を直ちに完了。その暇がない場合は生命を守る最低限の行動をとる。	九頭竜川・日野川（国）氾濫危険水位 足羽川他（県） 氾濫危険水位

「避難準備・高齢者等避難開始」が出たら避難開始するということではないことに留意して下さい。  
施設の状況を踏まえて、必要なタイミングの情報をトリガーとして検討して下さい。

様式2で決定した防災体制確立の判断を行うために、収集する情報内容、収集方法、施設内の情報伝達経路を決定する。

事例集p17

5. 情報収集・伝達  
(1) 情報収集

① 防災情報の収集方法を決定する

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ(地上デジタル放送の「dボタン」を活用) ラジオ インターネット ・気象庁HP・地方気象台HP
洪水予報・河川水位	インターネット ・福井県河川・砂防情報システムの情報 市内河川の水位到達情報発表状況、水位観測所の水位等を確認
避難情報 ・避難準備・高齢者等 避難開始 ・避難勧告 ・避難指示(緊急)  避難所の開設状況	音声告知放送 防災行政無線 市CATV文字放送 緊急速報メール(NTTドコモ、au、Soft Bank) テレビ(地上デジタル放送の「dボタン」を活用) ラジオ インターネット 市ホームページ Facebook 広報車

作成のポイント!

災害時にも着実・円滑に情報収集ができるように工夫する。  
誰が収集するかも同時に検討する。

作成の手順

防災情報の収集先を決定する。

【留意事項】 情報収集について

- 「福井県ホームページ」から「川の防災情報」の情報について、普段からパソコンやスマートフォン等の画面上で、いつでも、誰でもアクセスできるようにしておきましょう。
- 地上デジタル放送の「dボタン」から、「防災・生活情報」を選択し、気象情報等を確認できます。

## (2) 情報伝達

- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②体制確立時、あらかじめ市町村と調整した事項について、市町村に報告する。

## 検討時のポイント！

「何の情報」「誰から誰に」、「どのような方法で」伝達するのかを決める。

## 作成の手順

防災情報の伝達方法を決定する。  
様式9(緊急連絡網)や様式10(外部機関等への緊急連絡先一覧表)を作成したうえで情報伝達経路を作成する。

### 【留意事項】 情報伝達後の対応

- 情報伝達後の対応として、施設利用者の帰宅や医療施設での外来診療中止などの判断がある場合、関係者(家族への連絡や他病院での受診等)との調整を予め行っておくことが望ましいです。

## 情報伝達システムの例と大切な心構え

- ・気象情報
- ・河川水位情報
- ・土砂災害警戒情報
- ・避難勧告等の情報
- ・避難所の開設状況 等

町からの連絡、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メール等の  
**プッシュ通知型の防災情報**

【心構え】 情報が来るのを待つのではなく **自ら収集する** ことを心がけましょう

何の情報を

誰から誰に

総括・情報班  
(管理者)

施設長

避難誘導班

関係施設 等

電話、メール、  
口頭(施設内)

どのような  
方法で

## 【情報収集・伝達の5本柱】

	記載内容		チェック欄
だれが	情報伝達班 (     さんと     さんなど)	様式12(様式編:P12)の 情報伝達要員に記載して あるか?	
どうやって (収集方法)	FAXやメールなど パソコン(インターネット)	様式3の(1)(様式編:P4) 収集する情報及び収集方 法に記載してあるか?	
何を収集する (防災情報)	【避難判断の根拠】 気象情報 洪水予報、河川水位 避難準備・高齢者等避難開始など		
誰に	施設の管理者、統括管理者など	様式12(様式編:P12)の 管理権限者、代行者が記 載されているか?	
どうやって 伝達するか (伝達方法)	館内放送や掲示板など	様式3の(2)(様式編:P4) 情報伝達に記載されてい るか?	

設定した安全な避難先の情報を整理する。

## 事例集p18

①避難先、避難経路は避難経路図を反映

6. 避難誘導  
 (1) 避難先  
 避難先は指定緊急避難場所とする。(当施設周辺の浸水深は1~2m未満であり、屋内安全確保は危険であるため、立退き避難とする。)

避難場所(1)の元気の泉に避難するが、元気の泉が満員であった場合は避難場所(2)久慈東高等学校に向かう。  
 逃げ遅れや、激しい雨が継続するなどして、避難場所(1)まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断した場合は、避難場所(3)(4)のいずれかに避難する。(浸水区域外への移動を優先する)

(2) 避難経路  
 避難場所までの避難経路については、「P3 避難経路図」のとおりとする。  
 避難場所(1)元気の泉への避難経路は避難経路①を使用する。  
 日中で、避難経路②が浸水していない場合は、避難経路②を使用する。

避難先までの移動距離と移動手段は避難経路図をもとに設定

(3) 避難誘導  
 避難先までの移動手段は、以下の通り

	名称	移動距離	移動手段
避難場所(1)	元気の泉	2700m	車両 2~3台
避難場所(2)	久慈東高等学校	3800m	車両 2~3台
避難場所(3)	天神堂公民館	500m	車両 2~3台
避難場所(4)	寺里公民館	1700m	車両 2~3台
屋内安全確保	-		

(指定緊急避難場所)



## 作成のポイント!

避難先までの移動距離と移動手段を踏まえ、避難移動に必要な時間を整理する。

## 作成の手順

避難先、避難経路の安全性を再確認する。  
 避難先までの移動距離と移動手段は避難経路図をもとに設定する。  
 様式11(対応別避難誘導方法一覧表)を作成したうえで、避難時の体制から必要時間を設定する。

## 【留意事項】移動手段を担保する体制・環境

- 記載した移動手段が、災害時に着実に確保できるか、また運転する人間がいるか、などの観点から確認することが重要です。
- 夜間や降雨の中での対応や、停電に伴うエレベーターの停止など、水害時に想定される周辺環境をイメージしてみることは、よい訓練になります。
- 避難誘導にあたり、独歩、護送(車いす)、担送(寝たきり)など、利用者の移動能力に応じた資機材の要否の検討は、備蓄物の対応にも関連します。

情報収集・伝達時、避難誘導時、避難所等への避難後において、事前に準備しておく資器材等を決定する。

事例集p19

必要な物資・資器材を記載する。

作成のポイント！

避難準備段階・避難誘導段階に加え、避難後の生活に必要な物資・資機材を整理する。

7. 避難の確保を図るための施設の整備  
 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。  
 これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧  
備蓄品

避難確保資器材等一覧 備蓄品	
情報収集・伝達	テレビ1台、ラジオ2器、タブレット端末1台、ファックス1台、携帯電話1台、乾電池10個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗2枚、携帯電話1台、携帯電話用バッテリー1個、懐中電灯2台、乾電池10個
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、寝具9人分、ホッカイロ
利用者	おむつ100枚、おしりふき100枚、おやつ30個、血圧計、体温計、パルスオキシメーター
その他	ウェットティッシュ100枚、ゴミ袋50枚、タオル20枚、ティスポーザブル手袋、雨具

作成の手順

情報収集・伝達段階や避難誘導段階に必要な物資・資機材(案内旗、拡声器など)を整理する。  
 避難生活において必要な物資・資機材(水、食料、薬など)を整理する。  
 水害時に利用できる状態にあるか確認する。

8. 防災教育及び訓練の実施  
 従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

■防災に係る研修  
 毎年5月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年5月に全従業員を対象に避難誘導に関する研修を実施する。

■防災訓練  
 毎年7月に新規採用の従業員を対象として避難誘導に関する訓練を実施する。毎年7月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

【留意事項】 医療施設における整備について

- 避難生活に必要な物資等の他、カルテのバックアップや医薬品等、医療再開に向けて必要な措置について留意が必要です。
- 医療行為に必要な電力供給の確保についても留意が必要です。

別添、別表1,2を活用し、組織を設置する

様式6

## 9 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式6を参考に加筆・修正してください。  
また、あわせて別添、別表1・2を作成してください。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領(案)」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
  - ① 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
  - ② 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告  
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

自衛水防組織を設置したことを福井市に報告する

研修・訓練計画は【様式5】に基づいて記述する

## 作成のポイント!

設置は努力義務ですが、水害時に避難対応を行う体制のことに他なりません。  
設置を検討して下さい。

## 作成の手順

別添、別表1,2を活用し、組織設置を記述。  
研修及び訓練計画を記述。  
設置を福井市へ報告する旨を記述。

### < 留意事項: 自衛水防組織の設置について >

- 施設利用者の安全確保のための体制のことであり、避難確保計画の検討内容に基づく防災体制に他なりません。
- 自衛水防組織の設置は努力義務ですが、設置することが望ましいと考えられます。設置した場合、福井市への報告が必要です。
- 既に自衛消防組織を設置している場合は、それらの情報も活用してください。

## 別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

### （自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

- (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
- (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

- (1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。
- (2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
- (3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

班構成を修正する

施設名に変更する

### （自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

### （自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
- (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

### （自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

## 作成の手順

### ①施設名を変更する 班構成を修正する

【事例1】岩手県久慈市

事例集P.12

#### 別添 「自衛水防組織活動要領」

##### （自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

- (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
- (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、チームを置く。

- (1) 班は、統括・情報、避難準備、避難誘導、応急救護、吹き出しの各チームを置き、チームリーダーを置く。
- (2) 各チームの任務は、洪水時の避難確保計画の防災体制一覧表に掲げる任務とする。
- (3) グループホームひだまり及び受け入れ先避難場所を自衛水防組織の活動拠点とし、各チームのチームリーダーを自衛水防組織の中核として配置する。

##### （自衛水防組織の運用）

第4条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

##### （自衛水防組織の装備）

第5条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表1「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
- (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が事務室・物品庫に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

管理権限者 ( ) (代行者 )		
組織・ 情報班	役職及び氏名	任 務
	班長 ( ) 班員 ( ) 名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難 誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長 ( ) 班員 ( ) 名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

## 作成の手順

【別表1】 様式12を活用する

【別表2】 様式5を活用する

【様式12 防災体制一覧表】を活用する

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

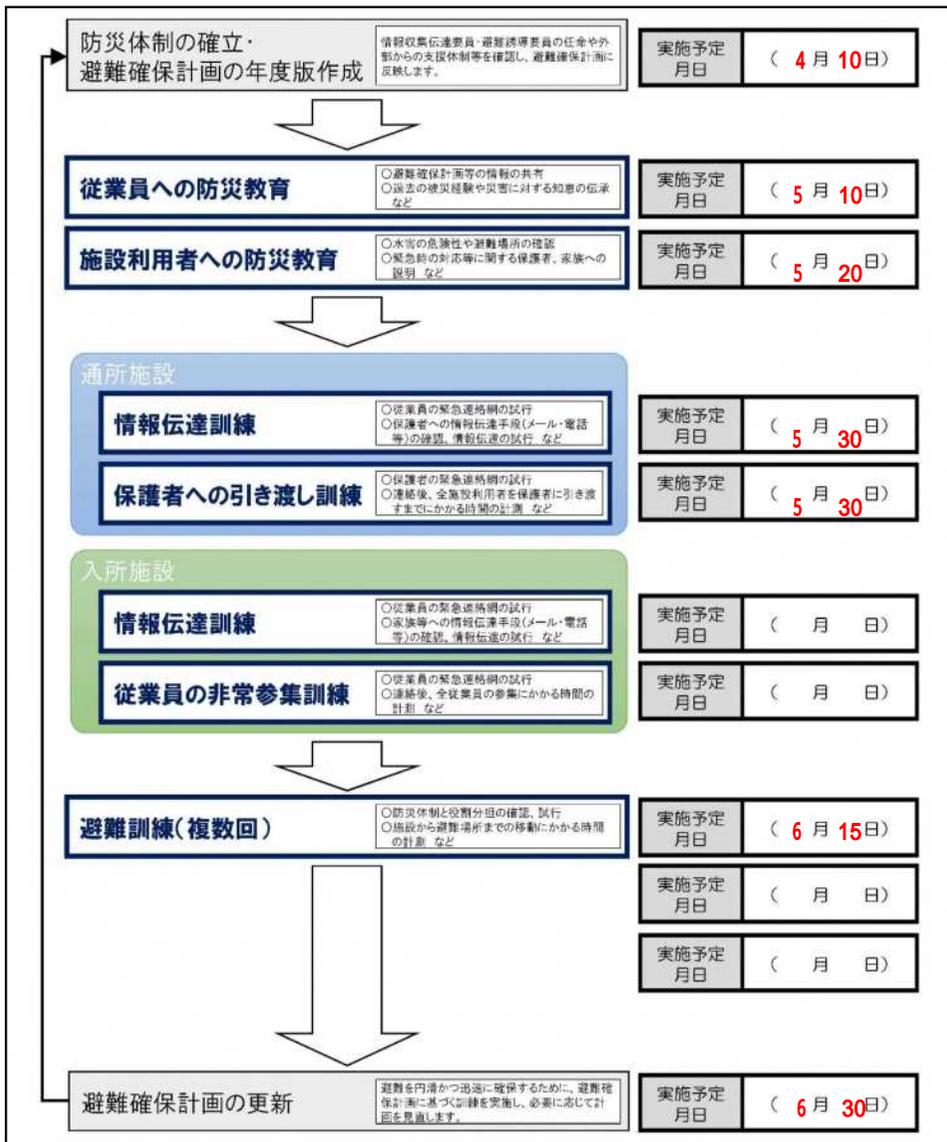
任務	装備品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、 携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器 （タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料

【様式5 避難の確保を図るための施設の整備】を活用する

## 8 防災教育及び訓練の実施

- ・毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

【防災教育及び避難訓練の年間計画作成例】



## 作成のポイント！

従業員及び施設利用者への防災教育の日程を決める。  
出水期前の防災訓練の実施日を決める。  
訓練を踏まえ、計画の更新時期を決める。

## 作成の手順

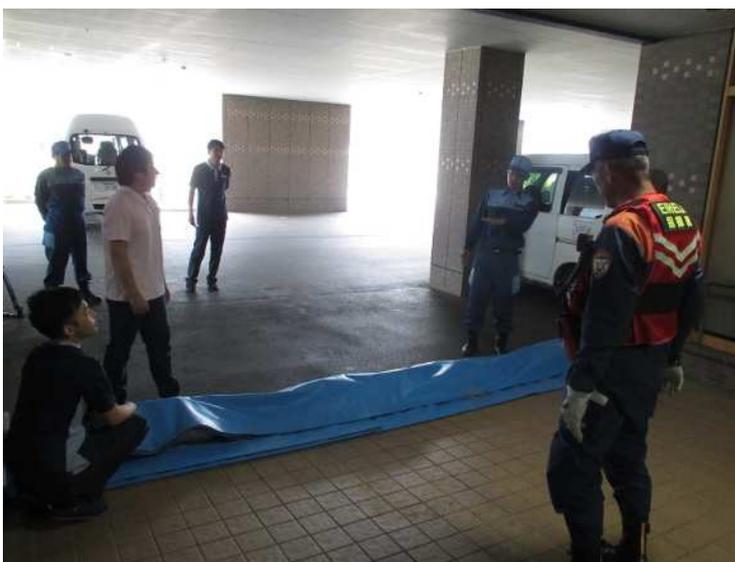
訓練内容と実施日程を記入する。  
日程を設定後、様式5の下段「8.防災教育及び訓練の実施」に反映する。

## 防災教育や避難訓練の実施事例の紹介

### ● ひかり苑(永平寺)による水害避難訓練(2019.6.2)



垂直避難を想定した利用者の避難誘導訓練(垂直避難)



土のうの積み方の訓練(シート張り工法)

### ● 保育園による風水害避難訓練



遊戯室へ避難



イラストによる避難の説明

避難訓練の様子

出典:郡山市認可保育園 笑風にこにこ保育園HP  
(2016.7.27)

## 防災教育や避難訓練の実施事例の紹介

- 座間市では、平成27年10月4日(日)に市内初となる風水害対応の避難行動訓練を実施しています。
- 座間市では、地震や火災を想定した防災訓練等を実施していますが、そのほかの災害を想定した訓練、特に避難行動の訓練は行われていませんでした。
- そこで、目久尻川沿いに位置する「つつじ野住宅自治会」と連携し、実際に河川の災害を想定した避難行動訓練を行いながら、避難行動の検証を行いました。

### 【訓練内容】

- つつじ野住宅集会場から立野台コミュニティセンターへの避難行動
- 避難経路の確認
- 要支援者の対応方法
- 移動経路上の不具合確認
- 雨天時の避難経路の状況をイメージ



### 車いす、リヤカー運行訓練の様子

出典: 座間市HP

「市内初となる風水害対応の避難行動訓練を実施しました」

### 風水害防災講座の様子

(参加者へ配布した講座資料と風水害ハンドブック)

出典: 座間市HP

「市内初となる風水害対応の避難行動訓練を実施しました」



## 12 緊急連絡網

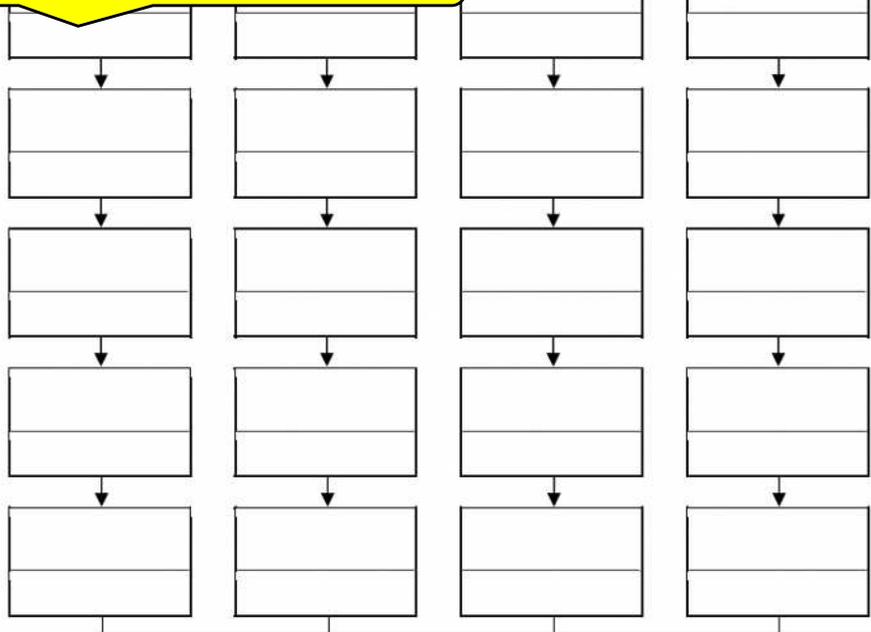
様式9

従業員と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル(171)を利用した連絡方法も確立しておきましょう

上段に「氏名」、  
下段に「連絡先(電話番号)」  
を入れてください。

施設の職員の連絡網



施設利用者の保護者等の連絡体制

### 作成のポイント!

連絡網が途切れた場合にも確実に連絡できる工夫を検討する。(例:連絡が見つからない場合は、次の人に連絡し、後から確認する対応とする 等)

連絡先は定期的に更新する。

### 作成の手順

施設管理者から従業員を含めた施設関係者の緊急連絡網を作成する。

施設利用者の保護者や家族への緊急連絡体制を整理する。

外部機関等への緊急連絡先は以下を参考にして下さい。

13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市町村(防災担当)					
市町村(福祉担当)					
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					

連絡先	連絡先
福井市役所	代表:20-5111 (危機管理課:20-5234)
福井消防署	119 (代表:)
福井警察署	110 (代表:)
北陸電力(株)	0120-77-6453
NTT西日本	113
支援者	
医療機関	

# 1.3. 【様式11】対応別避難誘導方法一覧表

施設利用者の避難先、移動手段、担当者等を整理し、避難時の対応内容を決定する。

14 対応別避難誘導方法一覧表

様式11

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考

## 作成のポイント！

要配慮者の特性を踏まえた**移動手段**を整理する。

**誰が対応**するかを決定する。

移動に必要な**時間**を考える。

対応内容	施設利用者		避難誘導要員	
				担当者
対応内容	<b>避難場所へ移動</b>		<b>担当者</b>	
	単独歩行が可能な方	( )名	( )名	( )名
	介助が必要な方	( )名	( )名	( )名
	車いすを使用する方	( )名	( )名	( )名
	ストレッチャーや担架が必要な方	( )名	( )名	( )名
	そのほか( )	( )名	( )名	( )名
対応内容	<b>その他の対応</b>			
	ご自宅に帰宅する方	( )名	( )名	( )名
	病院に搬送する方	( )名	( )名	( )名
	そのほか( )	( )名	( )名	( )名

### < 留意事項: 移動手段等について >

- ・ 移送時に搬送車の手配が必要な場合、**夜間や大雨等の状況も念頭に、必要台数が手配できるか事前確認**が必要です。
- ・ 十分な人員がいるかにも留意が必要です。
- ・ 避難誘導にあたっては、独歩、護送(車いす)、担送(寝たきり)など、利用者の移動能力に応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等の資器材の活用を含めた検討が必要です。
- ・ 浸水によりエレベーターが停止すると自力移動困難者の移動に時間がより必要となることを念頭に、早めの避難準備開始が有効です。

# 1.4 . 【様式12】防災体制一覧表

施設における役割(管理権限者、代行者、情報伝達班、避難誘導班)を決定する。

15 防災体制一覧表

様式12

管理権限者 ( ) (代行者 )		
情報収集 伝達要員	担当者	役割
	班長 ( ) 班員 ( ) 名 ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導 要員	担当者	役割
	班長 ( ) 班員 ( ) 名 ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

## 作成のポイント！

責任者や担当者が不在の時にも施設としての対応が進められる組織とする。

## 作成の手順

各要員の役割に適した担当者を決める。  
各要員の対応内容を決める。

役割分担は必ずしも固定する必要はありません。  
。人手が足りない場合などに備えて、一人何役でもこなせるような体制とすることが有効です。

## まとめ 計画作成後の継続的な防災行動の重要性

本日の講習会の内容を踏まえ、計画の検討・作成を進めて下さい。

### < 留意点の振り返り >

災害は、想定どおりに発生するとは限りません。

様々な被害状況をイメージすることが、いざという時の臨機応変な対応能力に繋がります。

避難確保計画で「いつ」「どこへ」「どうやって」避難するかを考える過程で、施設のリスクを正しく理解し、必要な体制と備えについて施設の職員の皆さんで共有して下さい。

避難確保計画を作ったあとが大切です。避難訓練と確認、計画の見直しを継続していくことが重要です。

施設利用者を「安全な場所」に、「早め」に避難させられる計画を作成し、水害時の逃げ遅れによる被害を回避しましょう。